

第 4 回

白河市・表郷村・大信村合併協議会

会議資料



日時 平成16年8月25日(水) 午後1時30分

場所 大信村農村環境改善センター

第4回 白河市・表郷村・大信村合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

3 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第14号 第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

報告第15号 東村の合併協議会への加入申し込みについて

報告第16号 議会の議員の定数等に関する小委員会協議経過について

(3) 継続協議事項

協議第15号 財産の取扱いについて【継続協議】

協議第16号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【継続協議】

協議第23号 行政区の取扱いについて【継続協議】

協議第26号 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について【継続協議】

(4) 協議事項

協議第28号 使用料、手数料等の取扱い

協議第29号 国民健康保険事業の取扱い

協議第30号 介護保険事業の取扱い

協議第31号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／納税関係）について

協議第32号 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保健衛生関係）について

協議第33号 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／児童福祉関係）について

(5) その他

①第5回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について

②その他

4 閉 会

報告第14号

第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

第3回白河市・表郷村・大信村合併協議会議事内容要旨

日 時	平成16年8月10日（木）午後1時30分～午後4時55分
場 所	ホテル&コテージ 白河関の里
出席者	出席者（委員29名 顧問2名） 欠席者（1名）
東村の協議会参加に関する協議	<p>成井英夫会長より、東村長からの本協議会への参加申し出の経過等が報告された。事務局より、東村の協議会への参加について、3市村それぞれの議会に判断をゆだねること、また、東村の加入に伴い、新市建設計画の協議日程が繰り延べになることについて説明した後、質疑応答</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>協議日程はどの程度繰り延べられるということか。</p> <p>事務局総括次長（中島博）</p> <p>東村の各種データを早急に揃えることを前提としても、2ヶ月ほどの期間が必要となる。当初、8月25日の協議会で新市建設計画の素案を協議する予定であったが、10月22日の協議会まで延ばさざるを得ない状況である。</p> <p>会長（成井英夫）</p> <p>新市建設計画の策定が予定より2ヶ月ほど遅れることによる住民説明会への影響が懸念される。協議会での、概要版の承認が得られるのが早くも12月中、住民説明会は1月中には開催できるようにしたい。各市村の説明会の開催の仕方は、各市村において判断していくとの話し合いが正副会長の間では持たれている。</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>3月31日の合併期限までに間に合うのか。</p> <p>会長（成井英夫）</p> <p>住民説明会の開催日程が重要になってくる。議会については3市村の議会に了解をいただき3月に臨時議会を開催することになると思う。3月31日までに県知事への合併申請が終われるように精一杯努力する。</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>年内に住民説明会を実施するという住民との約束が果たせないと、住民の不信感・不安感を煽る懸念がある。東村が加わるのは賛成だが、1ヶ月～1ヶ月半遅れ程度でスケジュールの調整はできないのか。</p> <p>副会長（滝田国男）</p> <p>先程開催された正副会長会議でも話し合われたが、表郷村では新市建設計画概要版の完成を待たずに、協議会で合意された内容での住民説明会の開催を考えている。白河市も大信村も同様なスタンスでいくということであった。</p>

大戸文治委員

東村の参加に反対なわけではないが、協議会を別々にして協議を進められないか。もし東村にトラブルがあった際に3市村に影響が及ぶことも考えられる。

事務局総括次長（中島博）

2段階で先行していた3つに後から1つを加えるような方法、協議会を3つと4つで別々にする方法についての検討も行った。当協議会は「新設合併」であり先行している3つは市村としての法人格がなくなり、新しい市として生まれ変わる。3市村で進めてきた合併の特例が受けられる期間に間に合うようにということであれば、後から1つが入る方式はとれず、また、3つと4つで別々の協議会を平行して進めることも困難であるため、はじめから4つという形で構成せざるをえないという結論に至った。

藤田清委員

1市3村の協議会に移行し、議会の合併議決の際、東村の議会で否決された場合どうなるのか。

事務局総括次長（中島博）

法的にはその構成市村のひとつで否決された場合は、その協議は整わないことになる。

藤田 清委員

東村で12日に臨時議会が開かれるが、当協議会への参加について、3分の2以上の数字で可決決定して頂きたい。会長からも東村に働きかけて頂きたい。

会長（成井英夫）

気持ちはわかるが、当協議会としては、そのような立場でないことを理解願いたい。

池嶋貞委員

新市の名称募集は8月1日から31日までが募集期間となっているが、新市の名称に、東村の住民の意思を入れたほうがよいと思うがどうか。

会長（成井英夫）

協議会において決定されることは、東村が当協議会に参加した時点から有効である。そこまでは、3市村の協議で決めたことに従ってもらうしかない。新市の名称募集についても3市村の協議に従って決定する。

柳恵子委員

東村でさえタイムリミットだと思うが、さらに他の町村が協議会に参加を希望してきた場合はどうするのか。

会長（成井英夫）

時間的な制約からこれが最後であると正副会長の間で話し合われた。

東村の加入については、各議会の判断にゆだねること及び新市建設計画の協議日程の繰り延べについて、全会一致で了承された。

協議会規約第9条第4項の規定により会長（白河市長）が議長となり議事進行を行った。

	<p>(1) 会議録署名人の指名</p> <p>会議録署名人として、大高正人委員（白河市）、和知幸男委員（表郷村）、大谷英明委員（大信村）を指名した。</p>
<p>報告第 12 号</p>	<p>(2) 報告事項</p> <p>報告第 12 号 第 2 回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>質問等なく了承された。</p> </div>
<p>報告第 13 号</p>	<p>報告第 13 号 議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について 議会の議員の定数等に関する小委員会大高正人委員長から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>佐川京子委員</p> <p>在任特例の適用の方向で会議が進んでいるようだが、特例を適用することなく、新市誕生と共に市長選、議員選挙が行われたほうがわかりやすく、住民の理解が得られると思うが、在任特例の適用が必要とされる理由について説明してほしい。</p> <p>大高正人委員長</p> <p>小委員会においても合併後 50 日以内に選挙をといた意見や、在任特例を適用するにしても、もっと期間を短くという意見も出ている。できるだけ特例期間は長い期間をとらない方向で話し合っているが、まだ詰めなければならない。</p> <p>佐川京子委員</p> <p>住民の意見と議員の意見に差異があると思われる。議員は住民の代表ということで、住民の意見を最優先させ協議していただきたい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>小委員会の協議経過について了承された。</p> </div>
<p>協議第 15 号 (継続協議)</p>	<p>(3) 協議事項</p> <p>協議第 15 号 財産の取扱いについて【継続協議】 事務局より前回の協議内容について説明があった。 荒井一郎委員より「表郷村有財産の財産区取扱いの結果について」説明があった。</p> <p>表郷村金山に、大信村樋ヶ沢に類似する財産区があった為調査した結果、財産区にはなじまないが、あと 15 年過ぎると伐採の時期になるため、今後新市に移行する際この土地の地上権だけを今管理している団体に活用できる方法をあわせてご検討いただきたい。所有権が新市に移行することに異議はない。</p> <p>深谷久雄委員</p> <p>財産区の関係について、白河市では 8 月 6 日全議員が参加して勉強会を実施した。合併推進の理由のひとつに財政的なコスト論があるが、なぜ財産管理の経費を要するような特例を残すのか。対等合併ということから、地域的な特例を設けるべきではなく、一日も早くひとつの自治体となるように地域の特例はなくすべきではないのか。</p>

といった意見が出された。

提案されている 1 と 3 については、このまま移行してもいいだろうという結論は出ているが、2 の樋ヶ沢財産区に関しては意見の一致が見られなかった。

理由として、国有林野の払い下げについては、白河市においても旗宿地区等にあるが、従来の払い下げの目的は既に達成されている。現在ある小田川財産区については、独立採算が見込めることから財産区の維持がされている。

財産区においては、福島県並びに全国的に目的が達成されてきたことから廃止の方向が多いと聞いている。

財産区について本協議会における協議を深める必要があり、事務方で、制度的なもの、財産区の動きを分科会からたたきあげ、検討したうえで再度提案してほしいというのが、白河市の意見である。

斎須秀行顧問

今回のケースは、樋ヶ沢を新しい市に財産として引き継ぐのは今までの経緯からして不均衡であるというところからきている。なぜそうなのかを再度確認し、理解することが必要である。

昭和の合併では、財産と区域も面積的に広くなかったので実態的に把握しやすいが、今回の場合は、財産は樋ヶ沢だが、財産区としては大信村になるという理解しにくいところがあるので事務局から説明を受け理解を深めてほしい。

県内の状況としては 34 の市町村で 94 の財産区があり、途中で廃止になっているものもある。財産区が消滅するのは、財産をもとの市町村に譲った場合がすべてである。実体と合わないものも出てきているので、新しい方式で近隣の自治区で所有するなど様々な方法があるが、まずは、なぜ樋ヶ沢財産区の設置が提案されるのか、樋ヶ沢の経緯に対して理解を深めることが重要である。

大谷英明委員

大信村の立場からこれまでの経緯、現状、今後の取り扱いについて説明。

樋ヶ沢は、昭和 31 年に払い下げをうけた。村民の新たな財産になるということで村民全体で期待し、その後十数年にわたり、植林、育林を村民全体でしてきた。近年は、木が育ってきたこともあり全村民を動員しての作業は行っていないが、年間若干の費用をかけて蔓の伐採等をしている。多くの村民が自ら汗を流し造林・育林をしてきたということで、村の山だという思い入れが強い財産である。

合併にあたり大信村民の共通の財産であるこの公有林をどうしていくかということで、村の中でも検討してきた。4 月に実施した地域の合併に関する懇談会においても多くの村民から愛着があるといった意見が出され、村議会においても合併の際に設置できる制度があれば財産として残したいという結論が出た。

財産区運営の形式についてだが、財産区は原則として独立採算だが、樋ヶ沢公有林については収益を生んでいない。収益を生んでいないところでどのように維持管理していくかが問題になるが、2 つの方法があると考えている。

ひとつは、新市の会計から繰り入れを行い維持管理する方法、これに関しては、ただ単に新市の会計から繰り入れるということではなく、新たな財産区を所有する区域と

なる現在の太信村の村民から不均一課税の形で財源を徴収し繰り出す、または、市が起債をして償還財源として現在の太信村民が負担する形で財源を確保しての繰り入れという方法。もうひとつは提案のとおり基金を設置し運営する方法である。

両案を比較検討した場合、不均一課税や起債も可能ではあるが、事務的にも複雑化し、負担も増すため、できるならば第 2 案である基金を設置し、その中で維持管理をさせていただきたい。

基金の設置について、早ければ 9 月の村議会において樋ヶ沢の公有林を管理するための基金を設置し、合併時には、(村がなくなるので廃止せざるを得ないが) 村の基金をそのまま持ち込む形で新市において改めて新しい基金を設置し管理運営にあたるよう考えている。

基金の額については、300 万程度の基金で 15 年から 20 年の管理経費はまかなえると見込んでいる。状況を見極めながら考えていきたいが、地域住民の自主管理を視野に入れながら考えていかなければならない問題と考えている。

穂積栄治委員

一議員として、太信村の住民の心情を察し、財産区設置には賛成である。

樋ヶ沢地域は保安林の指定は受けているのか。

大谷英明委員

保安林の指定は受けていない。

穂積栄治委員

様々な優遇措置が受けられるので、保安林の指定を受けるべきである。保安林の指定を受けることを条件としての提案としたらどうか。

議長（成井英夫会長）

保安林については全範囲を調査しなければならない。

深谷久雄委員

これまでの国有林の払い下げについては、村が払い下げを受けて、さらに村から地域の方に払い下げをするというケースがあるが、そうではなくて、太信村が所有権並びに官行造林としての造林保育育成ということでの管理をするという目的で国有林の払い下げを受けたのか確認をしたい。

大谷英明委員

昭和 31 年 10 月、当時の前橋営林局長から払い下げを受けている。現在の 86 万平米よりは所有面積としては多かった。公共事業の代替等に使用したものがあつたため、現在は若干少なくなつているが、村から地域への払い下げはしていない。また、全域において保安林の指定は受けていない。

穂積栄治委員

新市に引き継がれた場合、保安林の指定を、是非検討材料として考えていただきたい。

議長（成井英夫会長）

保安林の指定を受けることについては、今後調査の必要があり、この場で断定することは難しいので、ご意見としてお伺いしておく。

	<p>三森繁委員</p> <p>収益性のないものを財産区としていいのか。事務局で練り上げて、再度提案していただきたい。</p> <p>藤田 清委員</p> <p>村民の過半数が年に一回夏の暑い盛りの下刈りを経験している。この苦労や思いが大信をささえ村有林を守ってきた。毎年、予算を組み間伐を行い、素晴らしい立ち木になろうとしている。大信村が自分たちで使おうという財産区としてではなく、自分たちで育てた山を守っていこうという意思を酌んでいただきたい。</p> <p>2時49分暫時休議 3時00分再開</p> <p>調整が必要なため、再度継続協議とする。</p>
<p>協議第16号 (継続協議)</p>	<p>協議第16号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【継続協議】 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>深谷久雄委員</p> <p>8月6日、白河市議会で検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の意見を行政に反映させるものであれば地域審議会ですufficientなのではないか。 ● わざわざ行政の仕組みを複雑にし、経費増が見込まれるような制度でなくてもよいのではないかとといった特例区の設置に消極的な意見。 ● 地域自治区が合併を促進させるためにできた制度の主旨からして、取り入れてもよいのではないか。ただ、認める場合も10年ではなく5年程度にとどめ、一日も早く新市としての一体感を持つようにしていくべきであろう。 <p>といった意見が出された。統一した見解が発表できない状況にあり、再度継続協議とさせていただきます。</p> <p>穂積栄治委員</p> <p>表郷村議会でも、昨日(8月9日)研究会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区長の選任方法具体的に示していただきたい。 ● 区長の権限を具体的に示していただきたい。 ● 区長の任期を短くすることは可能か。 <p>以上の3点について教えていただきたい。</p> <p>事務局総括次長(中島博)</p> <p>区長の選任方法については、合併市町村の長が選任する。区長の権限については、区域内の事務を総合的に行うということで、地域自治区の事務所にどのような権限を与えるかにかかわってくるので、事務組織機構などの調整とあわせて、さらに詰める必要がある。区長の任期については、地域自治区の設置とは別に区長の任期も定める。必ずしも自治区そのものの期間と一致するものではない。</p>

穂積栄治委員

選任の方法について、特別職であるにもかかわらず市長の意向だけで区長が決まってしまう形式は危険がある。地域自治区の区長を議会で承認するというを条例で定めることは可能か。

事務局総括次長（中島博）

合併特例法上、区長の選任にあたって、議会の同意が必要とされていない。
(総務省の見解の説明)

穂積栄治委員

条例で定めることも、逆にいうと可能と解釈してよいのか。

議長（成井英夫会長）

市町村の合併の特例に関する法律と地方自治法の一部を改正する法律のなかで明記されている。議会の同意を得るということを条例化することはできない。

穂積栄治委員

区長は地域の住民代表と理解してよいのか。

事務局総括次長（中島博）

法律上、区長は必ず住民でなければならないという定め方ではない。
「地域の行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから」と定められており、法律上、必ずその地域の住民でなければならないということではないが、その地域を代表する者とする区長の主旨からして、その区域内に精通している方の中から選任することになるかと思う。

穂積栄治委員

区長の権限について、地元議員や住民に説明する上で、資料等があればいただきたい。協議会のメンバーの中からも、議員の研究会の中からも、もう少し勉強して確認したうえで協議したほうがよいという意見が出たので次回の協議会まで時間が欲しい。

深谷美佐子委員

区長の報酬について、新たに区長を設けるのなら、新市将来構想概要版の経費削減の項目に反するのではないか。

成井英夫会長

基本的には、区長であっても事務所長であってもかまわない。どちらか一人である。区長は事務所長の代行ができることになるので助役の監督をうける。

穂積栄治委員

区長に代わって、複数の助役制はとれないのか。助役が区長を兼ねるという方法はとれないか。

事務局総括次長（中島博）

複数の助役制を取るのは可能だが、地域自治区の区長が助役を兼ねることはできないということになっている。助役とは役割が違うという法律上の整理となっている。

佐川京子委員

前回同様、一体化を目指して地域審議会の設置が望ましいと思っている。
地域自治区の区長の立場について、新市の長と設けられた区との連帯を図るための連

	<p>絡係、特に新たな権限があるわけではなく、スムーズに行政と住民とを結びつけるパイプ役といった理解でよいのか。</p> <p>事務局総括次長（中島博）</p> <p>事務局から「地域自治区に特別職の区長を置く理由」についての資料を配布し説明</p> <p>佐川京子委員</p> <p>一定期間旧市町村のまとまりを維持したいということで地域自治区が提案されていると思うが、合併後 10 年間で新しい市としてまとまっていくということを最優先として考えていかなければならない。現在の感情も重要だが、これから長く一緒にやっていくことも考え合わせて協議しなければならない。</p> <p>成井英夫会長</p> <p>継続審議としてよいか、みなさんの意見を聞きたい。</p> <p>橋本良示委員</p> <p>東村の協議会加入の問題もあり、スケジュール的にも厳しい。</p> <p>先ほどから問題になっているのは、設置に関する細かい部分であるが、決められるものは決めて進めていかないと協議日程に遅れが生じる恐れがある。個人的には、この場で決定できればよいと思う。</p> <p>議長が議決をすることに賛成する委員に挙手を求めた。</p> <p>協議を継続することに賛成する委員多数により継続協議となる。</p> <p>調整が必要なため、再度継続審議とする。</p>
<p>協議第 14 号</p>	<p>協議第 14 号 平成 16 年度白河市・表郷村・大信村合併協議会補正予算（第 1 号）（案）について</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p>
<p>協議第 21 号</p>	<p>協議第 21 号 地方税の取扱いについて【協定項目 9】</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>穂積栄治委員</p> <p>車庫証明の扱いはどのようになるか。</p> <p>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>平成 12 年の車庫証明に関する法律の改正に基づき、平成 12 年時点の市町村の区域によって書庫証明が必要な地域が定められている。現在の表郷村・大信村については車庫証明が必要な地域に指定されていないため、合併後においても 12 年度の市町村の地域が有効となり、旧白河市は必要、旧表郷村、旧大信村は不必要ということになる。</p> <p>この法律については、国が状況を見定めた上で改正しているもので、次の改正の時期は今の段階では判断がつかない。</p>

	<p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人市民税、軽自動車税、たばこ税については、現行のとおりとし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 2. 法人市民税の法人税割の税率については、白河市の例により超過税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、課税減免については、新市において調整する。 3. 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。なお、不均一課税期間終了後の白河市の超過税率相当分については、新市において合併前の白河市の区域に係る都市計画税への組み替えを検討する。 4. 入湯税については、白河市及び大信村の例により統一する。
<p>協議第22号</p>	<p>協議第22号 消防団の取扱いについて【協定項目22】 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行の消防団員は新市に引き継ぐこととし、組織体制については合併時まで調整する。また、合併後、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。 2. 消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時まで白河市の例により調整する。 3. 現有の消防団施設、機械などの財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。
<p>協議第23号</p>	<p>協議第23号 行政区の取扱いについて【協定項目23】 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>4番の地区集会施設についてだが、白河市・大信村において集会所の建設は全額市・村が負担したのか、住民負担があったのかお聞きしたい。</p> <p>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>原則的には、白河市は全額市が負担、大信村は国県補助を利用して補助残部分を村及び地元で負担している状況である。</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>大信村については、住民負担はどのくらいの割合か。</p> <p>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>最近の事例がなく以前の例になるが、地元と村で折半を原則としている。集会所建設の状況に応じて多少の変動がある。</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>表郷は4割強が住民負担になっている。この15年で見ると一世帯当たり10万の負担</p>

	<p>をしている。建築費が全額負担されている白河市とは大変開きがあり、調整案である15000円の補助費では不公平感がある。</p>
	<p>滝田国男副会長</p> <p>住民の意識を重要視しなければならない合併の論議からすると、表郷村の立場を、これまでの経緯をふまえた上で考慮していただきたい。通常経費が世帯割で上がってくることもあるので、3年という年数と金額の配慮をお願いしたい。</p> <p>議長（成井英夫会長）</p> <p>一番新しい集会所は建設後何年くらいたつのか。</p> <p>深谷美佐子委員</p> <p>私の住む地区では8年前に建設している。</p> <p>建設負担のない白河市と同じ負担では不公平である。表郷に関しては緩和措置がとられるべきである。</p> <p>穂積栄治委員</p> <p>大信村の住民の負担率についてはどのようになっているか。</p> <p>事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>一概には言えないが、建設費の約25%～30%となっている。</p> <p>穂積栄治委員</p> <p>私の住んでいる地区では20年前に公民館を建設したが、当時、個人負担分が7万～8万ほどあったと記憶している。地域負担が多い集会所の建設方法を表郷はとっていることを認識していただきたい。ここに示されている調整案では納得できない。</p> <p>大竹徳一委員</p> <p>大信村で区長をやっている。100件ある部落で年間100万の維持費がかかっている。1世帯あたり1万円ほどの負担であり、表郷村は不公平感があるというが、建物は建ててもらっても維持管理費は受益者負担であり負担が少ないというわけではない。</p> <p>穂積栄治委員</p> <p>表郷においては、このほかにも地元負担のものがある。</p> <p>合併のサービスは高く負担は低く目的からすると、住民が納得できる調整案ではない。住民が納得できる調整案の再提出をお願いしたい。</p> <p>議長（成井英夫会長）</p> <p>白河市には規格があり、規格外のものは地域負担としている。全額負担ではないことを理解願いたい。それぞれの市村で地域負担があるということである。</p> <p>深谷久雄委員</p> <p>いままでかかった経費や負担を新市に反映させていくようと議論しても際限がなく、結論がでない。3市村が新たな市となり、バランスよく負担していくことを議論していただきたい。いままでかかった経費負担云々をいえば、白河市もどれほど負担しているかわからない。これからの新しい市に対しての考え方を話し合っていただきたい。</p> <p>議長（成井英夫会長）</p> <p>このような問題を調整していくのにも、地域自治体の提案と関係してくる。それぞれのサービスが全体に関係しており、それを調整していく期間には必要である。維持管理</p>

	<p>費の調整期間が 3 年で短いのであれば、区長制度を持ち、住民の問題点を話し合う。ひとつひとつの議題ではなく、全体的にとらえる必要がある。</p> <p>4 時 25 分暫時休議 4 時 30 分再開</p> <p>議長（成井英夫会長）より行政区の取り扱いについて、継続審議とする提案があった。</p> <p>穂積栄治委員</p> <p>本日議決できるのなら異議はないが、修正案を提案する。3 ヶ年度ではなく 10 ヶ年度で調整するということでしょうか。</p> <p>これは表郷の住民にとっては大変な負担になる。このような事情も考慮していただき、段階的に 10 年で調整という提案を是非検討していただきたい。</p> <p>議長（成井英夫会長）</p> <p>協議第 23 号 行政区の取り扱いについては継続審議とさせていただきます。</p> <p>調整が必要なため、継続審議とする。</p>
協議第 24 号	<p>協議第 24 号 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境/消防・防災関係)【協定項目 24-(2)-ア】を事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。 2. 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に親局遠隔操作及び支部局別放送が可能なシステムの導入について検討する。 3. 移動系無線については、当面は現行システムによるものとし、合併後に統一システムの導入について検討する。 4. 防犯協会については、合併時に統合する。 5. 地域安全条例については、新市において制定する。
協議第 25 号	<p>協議第 25 号 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境/ごみ処理関係)【協定項目 24-(2)-エ】を事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの搬出・収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな収集運搬体制については、新市において検討する。 2. 生ごみ処理機等購入補助金については、白河市の例により統一する。

協議第 26 号	<p>協議第 26 号 各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務/保育関係）</p> <p>【協定項目 24-(3)-オ】を事務局から内容説明</p> <p>本日は提案のみで質疑応答は行わず、継続協議とする。</p>
協議第 27 号	<p>協議第 27 号 各種事務事業の取扱い（産業経済に関する事務/商工・観光関係）</p> <p>【協定項目 24-(4)-イ】を事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 商工会議所、商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に補助基準等について調整する。 2. 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
その他	<p>（４）その他</p> <p>第 3 回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について を事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>第 4 回協議会を 8 月 25 日午後 1 時 30 分より大信村農村環境改善センターで開催することとした。</p> <p>穂積栄治委員 新市建設計画について小委員会を設けてはどうか。</p> <p>議長（成井英夫会長） 小委員会設置については、正副会長に一任してほしい。</p> <p>当日配布されたシンポジウム開催チラシについて了解をもとめ承認された。</p> <p>他に意見や質問等なく、協議を終了した。</p> <p>成井会長が議長の任を降りる旨を宣言</p> <p>議事終了</p>

報告第15号

東村の合併協議会への加入申し込みについて

東村からの白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入申し込みの経過等について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

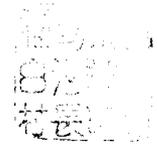
東村の合併協議会への加入に至る経過等

期 日	経過及び今後の予定等
平成 16 年 6 月 23 日(水) ～7 月 7 日(水)	・ 東村で「市町村合併地区別座談会」を村内 10 箇所で 11 回開催する。
平成 16 年 7 月 12 日(月) ～7 月 30 日(金)	・ 東村で村民を対象とした「市町村合併アンケート」を実施する。
平成 16 年 8 月 4 日(水)	・ 座談会、アンケートの結果から、東村長が、「白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入」を決意し、村合併研究会(全体会)において協議を行う。 ・ 東村長から、白河市長に対して、電話で白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入について申し入れ。
平成 16 年 8 月 10 日(火)	・ 第 3 回合併協議会において、会長から東村の加入申し入れについて報告し、(1)東村の加入については各市村議会に判断をゆだねること、(2)東村の加入に伴う新市建設計画に関する協議日程の繰り延べについて承認される。
平成 16 年 8 月 11 日(水)	・ 東村において、議会全員協議会を開催し、「白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入」について再度協議を行う。
平成 16 年 8 月 12 日(木)	・ 東村臨時議会において、「白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入について」が可決される。 ・ 同日付けで、本協議会会長に対して、「白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入申し込み」が提出される。
平成 16 年 8 月 18 日(水)	・ 4 首長で、「白河市、表郷村、大信村、東村の合併協議に関する確認書」を締結する。
平成 16 年 8 月 20 日(金)	・ 東村において、臨時議会を開催予定。
平成 16 年 8 月 30 日(月)	・ 白河市、表郷村、大信村において、臨時議会を開催予定。
平成 16 年 9 月 1 日(水)	・ 4 市村で「白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約に関する協定書」を締結予定。 ・ 協議会構成団体変更等に関する県知事への届出予定。
平成 16 年 9 月 9 日(木)	・ 開催予定の第 5 回合併協議会から東村が加入予定。

16東総務発第916号
平成16年 8月12日

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫 様

東村長 根本暢三



白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入申し込みについて

残暑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、開催した市町村合併地区別座談会及び市町村合併に関するアンケートを実施した結果、合併に賛成、どちらかといえば賛成が56%、白河市と合併を望む声が53%という結果を受けて議会全員協議会を開催し、議員各位とも協議しながら意見集約を図ってきたところ、本日開催された臨時議会において、「白河市・表郷村・大信村合併協議会への加入について」賛成多数で可決されました。

つきましては、現在協議が重ねられております「白河市・表郷村・大信村合併協議会」において、すでに取り決めた事項については、これを厳守し、新しい時代の流れに対応しながら、「村民の幸せを守る」との立場を貫き、貴協議会へ加入させていただきたく、何卒事情をご察しのうえよろしくご高配をたまわりますようお願い申し上げます。

加入のご承諾いただいた場合は、本村としては、早急に貴協議会への加入関連議案等を議会に提案し、誠心誠意をもって可決すべく全力を尽くす所存であります。

また、白河市、表郷村、大信村同様に、貴協議会に職員を派遣する用意をいたしておりますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

白河市・表郷村・大信村・東村の合併協議に関する確認書

白河市・表郷村・大信村・東村（以下「1市3村」という。）は、白河市・表郷村・大信村合併協議会に新たに東村が加入し、1市3村の合併について協議することに関し、次のとおり確認する。

- 1 1市3村は、新たなまちづくりを目指して、互譲の精神に基づき、誠実に合併協議を推進するものとする。
- 2 白河市・表郷村・大信村合併協議会において既に決定している項目については、東村はこの決定を尊重し、原則として再協議は行わず、1市3村による合併協議の決定事項とする。
- 3 白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会等において既に内部調整が終了している項目については、東村はこの内部調整の結果を尊重し、再調整は行わないものとする。
- 4 規約に基づく長の協議事項等の確認すべき事項については、別に協定書を締結するものとする。
- 5 この確認書は、1市3村の議決により、白河市・表郷村・大信村合併協議会に東村が加入する協議が整った日からその効力を発するものとする。

平成16年8月18日

白河市長

表郷村長

大信村長

東村長

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会規約

(設置)

第1条 白河市・表郷村・大信村・東村（以下「4市村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 この合併協議会の名称は、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 4市村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、4市村の合併に関し必要な事項の協議

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、白河市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、4市村の長が協議し、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 4市村の長及び助役
- (2) 4市村の議会の議長及び副議長
- (3) 4市村の議会がそれぞれ推薦する議員 各1名
- (4) 4市村の長がそれぞれ定めた住民を代表する者 各5名

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、助役を置かない市村においては、当該市村長の指定する者とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第8条 4市村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ、第3条に規定する協議会の事務について助言することができる。
- 3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 前4項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(委員以外の者の出席等)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見の聴取をすることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、4市村の長が協議して定めた者をもって充てる。ただし、福島県が第4条に定める協議会事務所に職員を駐在させる場合は、当該職員をもって充てることができる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、4市村が協議して負担する。

(財務)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、4市村の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り、これを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年6月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年9月1日から施行する。

報告第16号

議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について

議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月25日提出

議会の議員の定数等に関する小委員会
委員長 大 高 正 人

議会の議員の定数等に関する小委員会 協議経過報告書

回数	日時	会場
第5回小委員会	平成16年8月10日(火) 17:30～18:30	表郷村役場正庁

平成16年8月25日

議会の議員の定数等に関する小委員会

第5回議会の議員の定数等に関する小委員会

開催日時 平成16年8月10日(火) 17:30~18:30

開催場所 表郷村役場正庁

出席委員 14名(欠席 鈴木克彦委員)

項 目

1 協議事項

□在任特例の適用について

これまでの小委員会において、現在の白河市、表郷村、大信村の3市村の枠組みにおいては、「在任特例」を適用する方向性を確認していたことから、その適用期間について協議した結果、下記の理由から、「在任特例の適用期間については、合併の日から平成19年4月末日まで」とする意見を、全会一致で確認した。

- ① 現在の3市村の議員が、合併後2年度目までの当初予算の審議及び合併初年度の決算審査に関わることができるとともに、新市建設計画の内容が予算に反映されているかどうかを見極めることができる。
- ② 平成17年11月1日を合併期日と仮定した場合、在任特例期間は1年6ヶ月となり、最長2年間の在任特例を適用する場合に比べ、経費の節減が図れる。
- ③ 平成19年度以降、統一地方選挙に併せて新市の議会議員の選挙が執行されることとなり、選挙経費の軽減が見込まれる。

□在任特例適用期間の議員の報酬について

在任特例適用期間の議会議員の報酬については、これまでの小委員会協議経過を踏まえ、改めて協議した結果、「3市村の現行報酬(表郷村については、減額特例前の報酬)」とすることを全会一致で確認した。

□在任特例終了後の議員定数及び在任特例終了後の選挙区の設置について

在任特例終了後の議員定数及び選挙区の設置については、その制度等について事務局より説明を受け協議を行ったところ、その内容の重要度からして慎重に協議を進めるべきとの意見が多勢であったため、改めて、次回以降の小委員会で協議することを確認した。

□第4回合併協議会への小委員会報告について

本日の第5回小委員会の第4回合併協議会への協議経過報告については、事務局でとりまとめの上、報告文案については正副委員長に一任することを確認した。

2 次回小委員会日程について

平成16年9月9日(木)、協議会終了後に開催することを確認した。

平成16年8月25日

議会の議員の定数等に関する小委員会
委員長 大 高 正 人

協議第15号 継続協議

財産の取扱いについて【協定項目5】

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 白河市、表郷村、大信村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 大信村の所有する山林（大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866, 736㎡）については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。
- 3 小田川財産区（白河市）、大屋財産区（大信村）の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	No.5	財産の取扱い
調 整 方 針	1 白河市、表郷村、大信村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大信村の所有する山林(大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866,736㎡)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。 3 小田川財産区(白河市)、大屋財産区(大信村)の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	

	項 目	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		計	
		土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
財 産	行 政 財 産	2,109,451 ㎡	205,622 ㎡	328,632 ㎡	44,075 ㎡	271,348 ㎡	36,548 ㎡	2,709,431 ㎡	286,245 ㎡
	普 通 財 産	1,074,682 ㎡	6,972 ㎡	1,247,452 ㎡		2,472,566 ㎡		4,794,700 ㎡	6,972 ㎡
	有 価 証 券 及 び 出 資	1,377,874 千円		836,258 千円		379,539 千円		2,593,671 千円	
	物 品 (車 両 等)	131 台		63 台		49 台		243 台	
	基 金	1,371,656 千円		1,001,033 千円		480,999 千円		2,853,688 千円	
債 務	地 方 債	41,946,931 千円		7,349,891 千円		6,028,573 千円		55,325,395 千円	
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480 千円		389,416 千円		635,680 千円		4,235,576 千円	

【参考法令等】

- ・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・ 「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利とされている。(同法第238条)
- ・ 「公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)
- ・ 「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

協議第16号 継続協議

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【協定項目6】

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置する。
- 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 地域自治区に特別職の区長を置く。
- 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
調整方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置する。 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 3 地域自治区に特別職の区長を置く。 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

1 基本的な考え方

本地域の「新市の事務所の位置」については、現在の3市村の庁舎を利活用し、住民生活に密着したサービスの提供及び地域課題への対応のため、「総合支所方式」とすることで確認されており、これを踏まえ、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく「地域自治区」を設置する。

地域自治区については、合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置し、総合出先機能及び地域自治振興機能を有する事務所を置く。地域自治区の設置に係る詳細については、別に合併協議により定めることとする。

2 地域自治区を採用する理由

地域審議会、合併特例区、地域自治区の設置に関して集約すると次のとおりとなる。

地域審議会は、市町村が処理する当該区域に係る事務等（新市建設計画や予算編成含む）について建議、要望ができる等の内容である。

合併特例区は、法人格を有し、地域自治組織内における予算を決定し、移転財源により事業を実施できる優位性はあるものの、自治体の裁量範囲は限られている。

また、特別地方公共団体となり、その事務を執行する必要があるため、一般の総合支所以上の機能を持つ事務組織を設けることとなり、合併による事務の効率化に逆行することも考えられる。

合併特例区は、法律の規定により、合併特例区の名称を市名の次に冠することとなることから、旧市町村名を残すことが可能となるが、設置期間に制約（5年）があり、合併の際の経過措置としての性格が強く、制度の性格上、新市としての一体性が促進されにくいという懸念がある。

合併特例法上の地域自治区は、法人格は有しないが、自治体としての裁量範囲が広く、分掌させる事務に応じて地域の実情を加味した仕組みづくりができるとともに、合併特例区と同様に地域自治区の名称を市名の次に冠することとなるため、旧市町村名を残すことが可能となる。

また、設置期間については、合併協議で定める期間が限度となるが、合併特例債発行期間や交付税算定替制度の適用期間などを見据えた長期間の設置が可能であり、設置期間の変更（延長）も可能である。

以上のことから、総合的かつ長期的に考え、本地域の実情に合わせた仕組みづくりが可能と考えられる合併特例法上の「地域自治区」の設置が望ましいと判断される。

3 地域自治区の設置

住民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、個性豊かな地域づくりの発展を担保・支援するため合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに合併特例法上の「地域自治区」を設置する。

地域自治区の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

4 地域自治区の内容

(1) 事務所（総合支所）

主な業務（所管区域内）

〔総合出先機能〕

- ・住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- ・事務所の庶務経理及び施設の維持管理に関することなど。

〔地域自治振興機能〕

- ・地域協議会に関すること。
- ・農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- ・地域特性を活かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。
- ・コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること。

組織等

- ・事務所の権限、予算、具体的な組織機構等については、協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」と併せて、速やかに調整を図るものとする。

(2) 地域自治区の長

地域自治区を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業、施策を実施する。

特別職として、市長が選任する。

(3) 地域協議会

住民に基盤を置く機関として、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要とする。

合併前の表郷村及び大信村に係る新市建設計画の変更事項、基本構想、予算、重要な施設の設置又は廃止等一定の事項について、市長は地域協議会の意見を聴くものとする。

合併前の表郷村及び大信村に関し必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は地域自治区の長に対し意見を述べるができる。

構成員は、合併前の表郷村及び大信村の区域に住所を有する者で、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者など、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、市長が選任する。

5 その他

合併後において、地域自治区の設置期間その他設置に関する協議事項を変更する必要がある場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第4項及び第5条の6第5項に定めるところにより、条例により変更するものとする。

協議第 23 号 継続協議

行政区の取扱いについて【協定項目 23】

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。
- 2 外務員制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、表郷村と大信村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。
- 3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報償の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。
- 4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から3カ年度において段階的に調整する。
- 5 新市における行政区長の名称及び身分の取扱いについては、合併時まで調整する。

平成16年8月10日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	23	行政区の取扱い
調整方針	<p>1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 外務員制度については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、表郷村と大信村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。</p> <p>3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報酬の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。</p> <p>4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、地区住民の急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から3カ年度において段階的に調整する。。</p> <p>5 新市における行政区長の名称並びに身分の取扱いについては、合併時まで調整する。</p>	

区分	現況		
	白河市	表郷村	大信村
行政区数	85行政区	25行政区	26行政区（報酬対象25行政区）
行政区名	<p>(旧市内)</p> <p>第一区、新白河高山、緑ヶ丘、みさか、大坂山、西三坂、小丸山、石切場、九番町、七番町、三番町、大町、中山、真舟、北真舟、昭和町、道場町、天神町、金屋町、愛宕町、中町、大工町、新蔵、南町、本町、丸の内、会津町、金勝寺、飯沢金勝寺、南湖、夏梨、十文字、南湖ニュータウン、合戦坂、搦目山、馬町、蛇石栄町、横町、田町、向寺、女石、年貢町、寺小路、鍛冶町、桜町、旭町、中田</p> <p>(大沼地区)</p> <p>本沼、久田野、大和田、久保、桜岡、搦目、鹿島</p> <p>(白坂地区)</p> <p>三輪台団地、皮籠、三輪台、泉岡、大倉矢見、陣場、下黒川、石阿弥陀、勝多石、鶴ヶ丘、五器洗、白坂パークヒルズ</p> <p>(小田川地区)</p> <p>小田川、泉田、萱根、東部ニュータウン、芳賀須内、広谷地、豊地</p> <p>(五箇地区)</p> <p>双石、板橋、舟田、田島、入方、借宿、細倉</p> <p>(旗宿地区)</p> <p>旗宿</p> <p>(関辺地区)</p> <p>上ノ原、二枚橋・日の出、郷渡、新郷渡</p>	<p>内松、中野、上羽郷、白鳥団地、上宿、下宿、上願、社田、小松、八幡、中寺、堀之内、河東田、深渡戸、犬神、菅辻、竹ノ内、越堀1区、越堀2区、越堀3区、広畑団地、梁森、高木、三森、下羽原</p>	<p>字・原、十日市、日・仙、上小屋、湯沢、赤仁田、滑里川、日籠、西・樋、宮・大、日和田、開進、飯土用、外面、増見、堂山、町屋、上新城、中新城、下新城、外面団地、竹ノ下団地、石久保団地、新赤坂、田園町府、日本工機寮</p>

区 分	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
代表者名称	町内会長	行政区長	行政区惣代
任 期	1年	1年	1年
人選方法	町内会の選出による	各行政区の選出による	各行政区の推薦による
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市行政における住民に対する各般の連絡に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村行政における村民に対する各般の連絡に関すること。 ・各種調査及び報告に関すること。 ・行政区行政との関連事項に関すること。 ・その他、行政上必要と認める事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村から住民に対する連絡に関すること。 ・各種調査及び報告に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認めて命じた軽易な事務の処理に関すること。
報 酬 (年 額)	町内会長報償 均等割 10,000 円 世帯割 1 世帯あたり 100 円 100 世帯当たりの場合の町内会長報酬 $10,000 \text{ 円} + 100 \text{ 戸} \times 100 \text{ 円} = 20,000 \text{ 円}$	行政区長報酬 平均割 76,000 円 戸数割 1 戸あたり 800 円 100 世帯当たりの場合の行政区長報酬 $76,000 \text{ 円} + 100 \text{ 戸} \times 800 \text{ 円} = 156,000 \text{ 円}$	惣代報酬 地域割 1 行政区 13,500 円 戸数割 1 世帯あたり 1,000 円 100 世帯当たりの場合の行政区惣代報酬 $13,500 \text{ 円} + 100 \text{ 戸} \times 1,000 \text{ 円} = 113,500 \text{ 円}$
全体組織	白河市町内会連合会 (目的) ・白河市各町内会の連絡親睦を図ること。 (組織) ・白河市内各町内会長(85名) (内容) ・環境美化に係る清掃への協力 ・各種募金への協力 ・市内一斉清掃への協力 ・防災訓練への協力 ・先進地視察研修 ・年間を通して、ゴミ分別減量化、冠婚葬祭簡素化、 放置自転車回収の協力	/	
関係法令		<ul style="list-style-type: none"> ・表郷村区長委嘱に関する要綱 ・表郷村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・大信村惣代規則 ・大信村惣代の報酬及び費用弁償に関する条例

【外務員制度】

区 分	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
名 称	外 務 員		
任 期	1 年（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日）		
人選方法	各町内会長の推薦により委嘱する。 （ 8 1 町内会 1 0 0 名）		
業務内容	<p>広報紙等及び回覧文書の配布 個人宛文書の配達 （旧市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・水・金曜日及び広報紙の発行日に出庁し、外務員室より文書を持ち帰り、回覧文書等については町内会の各班長宅へ、個人宛文書は各個人宅へ送達する。 <p>（新市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・水・金曜日の午後に各地区行政センター用務員（臨時職員）が市役所外務員室より文書を持ち帰り、振り分け後、各地区行政センターの町内会外務員宅まで持参。 外務員は振り分け後、回覧文書等は班長宅へ、個人宛文書は個人宅へ送達する。 		
報 酬 （月 額）	<p>外務員報酬 （旧市内） 均等割＋世帯割＋距離割＋面積割 （新市内） 均等割＋世帯割 新市内地域 100 世帯当たり（年額） （6,768 円＋ 100 戸× 109.75 円）× 12 月＝ 212,400 円</p>		
全体組織	<p>白河市外務員連絡協議会 ・ 4 4 名（旧市内及び関辺方部）の外務員で構成</p>		

【地区集会施設の維持管理】

項 目	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
管理費用の負担区分	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設維持管理費補助金 1 施設 15,000 円（定額） 全 8 1 施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費（光熱水費）は全額村負担 全 2 6 施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費は全額受益者負担 全 2 4 施設

協議第26号 継続協議

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について
【協定項目24－（3）－オ】

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について、次のとおり提案する。

- 1 保育時間については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
- 2 保育料については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。
ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の50%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。
- 3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。
- 4 放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。
- 5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
- 6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

平成16年8月10日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

保 育 料 基 準 の 現 況

白 河 市						表 郷 村						大 信 村					
保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）			保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）			保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）		
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	国階層区分	村階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児			
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0	円 0	第1	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0			
B	A階層及びD階層を除き前年度の市民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	7,500 3,750 750	4,500 2,250 450	4,500 2,250 450	第2	B	第1階層（A）及び第4階層（D1）～第7階層（D6）を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	4,000	3,000	B	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	2,000		
		市民税課税世帯	17,200 8,600 1,720	14,000 7,000 1,400	14,000 7,000 1,400			均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	10,000	7,000			均等割の額のみ世帯	6,000	4,000		
C	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000円未満	22,500 11,250 2,250	19,500 9,750 1,950	19,500 9,750 1,950	第3	C1	所得割の額のある世帯 5,000円未満	12,000	9,000	C1	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	10,000	8,000		
		13,000円以上64,000円未満	26,000 13,000 2,600	23,000 11,500 2,300	23,000 11,500 2,300			C2	C2	所得割の額のある世帯 5,000円			13,000	11,000	所得割の額のある世帯	10,000	8,000
		64,000円以上112,000円未満	34,000 17,000 3,400	31,000 15,500 3,100	29,000 14,500 2,900					第4			D1	第1階層（A）を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税 30,000円未満	16,000	15,000
112,000円以上160,000円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	30,300 15,150 3,030	30,300 15,150 3,030	第5	D3	所得税 80,000～140,000円未満	32,000	25,000	D3	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	17,000円以上64,000円未満	21,000	17,000			
160,000円以上408,000円未満	53,000 26,500 5,300	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050	第6			D5	所得税 200,000～510,000円	38,000			29,000	D5	64,000円以上160,000円未満	25,000	19,000	
D6	408,000円以上	57,600 28,800 5,760	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050	第7	D6	所得税 510,000円以上	40,000	35,000	D6	160,000円以上204,000円未満	28,000	21,000				
D5	160,000円以上408,000円未満	53,000 26,500 5,300	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050							D5	204,000円以上408,000円未満	32,000	23,000			
D4	112,000円以上160,000円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	30,300 15,150 3,030							D4	408,000円以上	36,000	25,000			

注) 中段は、2人目の入園児童に適用...(1/2)
下段は、3人目の入園児童に適用...(1/10)

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

国の保育料徴収金基準額表

階 層	定 義	徴収金基準額（月額）	
		3 歳未満	3 歳以上
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0
2	前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯（第 1 階層及び第 4 ～ 7 階層除く）	0	0
	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
3	市町村民税課税世帯（母子世帯等）	18,500	15,500
	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4	第 1 階層を除く前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	30,000	27,000
5	所得課税 64,000 円未満	44,500	41,500
6	" 64,000 円 以上 160,000 円未満	61,000	58,000
7	" 160,000 円 以上 408,000 円未満	80,000	77,000
同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合	第 2 ～ 4 階層 所得税 64,000 円未満	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1
	第 5 ～ 7 階層 所得税 64,001 円以上	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
児童館事業	施設 白河市第一児童館 白河市第二児童館 開館時間 ・平日 8:30 ~ 17:30 ・土曜日 8:30 ~ 12:00 休館日 ・日曜日、祝祭日、年末年始 利用者 ・小学生、中学生、保護者が同伴する幼児等 活動内容 放課後児童健全育成事業 児童館開放事業（毎週火曜日） 子育てサークルの育成 母親クラブとの連携	/	/	児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。
放課後児童対策事業 （児童クラブ）	開設場所 白河市第一児童館 白河市第二児童館 白河市立みさか小学校 白河市立白河第三小学校 白坂多目的研修センター サンフレッシュ白河 保育時間 ・通常期(平日放課後) 授業終了後 ~ 17:30 児童館 土曜開館 8:30 ~ 12:00 ・夏休み等の長期休業期 8:30 ~ 17:30 月額保育料 無料 月額おやつ代 ・保護者会で決定、月により金額変動 入会児童数 229人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定267人）	開設場所 表郷村立表郷小学校 保育時間 ・通常期(放課後) 13:00 ~ 18:00 ・土曜日及び表郷村公立小・中学校 管理規則第10条の2に規定する 休業日 8:30 ~ 18:00 月額保育料 無料 月額おやつ代 2,000円 入会児童数 16人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	開設場所 大信村立信夫第一小学校 大信村立信夫第二小学校 保育時間 ・通常期(放課後) 授業終了後 ~ 18:00 ・振替休日及び夏休み等の長期休業期 8:00 ~ 18:00 月額保育料 3,000円 （2人目以降 2,000円） 月額おやつ代 2,000円 入室児童数 24人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料、保育時間については、表郷村の例により統一する。

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
延長保育事業	<p>実施箇所 みのり、さくら、ひまわり、わかばの各公立保育園</p> <p>延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:00 ~ 18:00 ・土曜日 12:00 ~ 13:00 わかば保育園 12:00 ~ 18:00</p> <p>費用 通常の保育料のみ</p>	<p>実施箇所 表郷保育所</p> <p>延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:45</p> <p>費用 通常の保育料のみ</p>	<p>実施箇所 大信村保育所</p> <p>延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 17:45</p> <p>費用 通常の保育料のみ</p>	延長保育事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
一時保育事業	<p>実施箇所 白河市わかば保育園で実施。</p> <p>対象児童 満1歳以上</p> <p>条件 緊急保育：保護者の疾病、冠婚葬祭などの社会通念上やむをえない緊急的な場合 非定型保育：保護者が週3日以内のパート就労の場合一時的保育を行う日は保育園の開園日</p> <p>保育時間 平 日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 12:00</p> <p>費用 1,000 円/日</p>	/	/	一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
地域子育て支援センター事業	<p>事業の目的 保育園に通園していない幼児の家族に対して、地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナー等による育児援助。</p> <p>実施保育園 ・みのり保育園 「わくわくランド」 月1回 ・さくら保育園 「ことりの日」 月1回 ・ひまわり保育園 「ゆうゆう広場」 月2回 ・関の森保育園 「森のポケット」 月1回 ・わかば保育園 「ちびっ子広場」 月4回 「自由遊びの日」 月4回 わかば保育園の事業内容 対象：0歳から1歳児 毎月第1・3木曜日 対象：2歳児以上 毎月第2・4木曜日 利用時間 10:30～11:30 自由遊びの日 事前に電話連絡により申し込みが必要</p> <p>費用 無料</p>			地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

協議第28号

使用料、手数料等の取扱いについて【協定項目15】

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。
- 2 道路占用料、河川流水占用料、公共物占用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 3 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場の使用に関する入居者負担については、現行のとおりとする。
- 4 公営住宅合併処理浄化槽の使用に関する入居者負担については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。
- 5 都市計画関係使用料及び手数料については、合併時に白河市の例により統一する。
- 6 屋外広告物手数料については、現行のとおりとする。

平成16年8月25日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 15	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	1 行政財産使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。 2 道路占用料、河川流水占用料、公共物占用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 3 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び駐車場の使用に関する入居者負担については、現行のとおりとする。 4 公営住宅合併処理浄化槽の使用に関する入居者負担については、当分の間は現行のとおりとし、新市において調整する。 5 都市計画関係使用料及び手数料については、合併時に白河市の例により統一する。 6 屋外広告物手数料については、現行のとおりとする。	

□【使用料】

区分	現況																		
	白河市	表郷村	大信村																
行政財産	【行政財産使用料】 ○土地（年額） ・建物の敷地 $\frac{\text{固定資産評価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365 \text{ (又は 366)}}$ ・本柱、支柱、支線の設置 電気通信事業法施行令別表の額 ・公衆電話所 700円／1箇所 ・鉄塔 520円／1㎡ ・上下水道管、ガス管、地下ケーブル等 外径が0.4m未満のもの 160円／1㎡ 外径が0.4m以上のもの 400円／1㎡ ・掲示板、広告板等 3,600円／1㎡ ○建物（年額） $\frac{\text{建物再構築価格} \times 12 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365 \text{ (又は 366)}}$	【行政財産使用料】 ○土地 ・建物の敷地（月額） $\text{前年分相続課税標準額 (1㎡当たり)} \times \text{許可面積} \times \frac{5}{100} \times \frac{1}{12}$ ・水道管、ガス管、地下ケーブル等（年額） 外径が1m未満のもの 500円／1㎡ 外径が1m以上のもの 1,000円／1㎡ ・掲示板、広告板等 4,250円／1㎡ ○建物（月額） $\frac{\text{使用建築物本体工事費} \times \text{使用許可面積}}{\text{使用建築物延べ床面積}} \times \frac{6}{100} \times \frac{1}{12}$ ○山林（年額） ・裸線又は被裸線 1,200円／本柱1本 ・ケーブル 800円／本柱1本 ○山林以外の土地（年額） ・本柱、コンクリート柱、鉄柱、鉄塔、支線又は支柱（1本）、路線保護用柱、水底線表示柱等、その他の施設（使用面積1.7㎡ごとに） <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td>田</td> <td>畑</td> <td>宅地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1,600円</td> <td>1,470円</td> <td>1,140円</td> <td>150円</td> </tr> </table> ・H柱又は人形柱（1本）、ハンドホール又はマンホール1個 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td>田</td> <td>畑</td> <td>宅地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>3,200円</td> <td>2,940円</td> <td>2,280円</td> <td>300円</td> </tr> </table>	田	畑	宅地	その他	1,600円	1,470円	1,140円	150円	田	畑	宅地	その他	3,200円	2,940円	2,280円	300円	【行政財産使用料】 ○土地（年額） ・建物の敷地 $\frac{\text{固定資産評価額} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365 \text{ (又は 366)}}$ ・本柱、支柱、支線の設置 電気通信事業法施行令別表の額 ・公衆電話所 700円／1箇所 ・鉄塔 520円／1㎡ ・上下水道管、ガス管、地下ケーブル等 外径が0.4m未満のもの 160円／1㎡ 外径が0.4m以上のもの 400円／1㎡ ・掲示板、広告板等 3,600円／1㎡ ○建物（年額） $\frac{\text{建物再構築価格} \times 12 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積}}{\text{財産台帳面積} \times 100 \times 365 \text{ (又は 366)}}$
田	畑	宅地	その他																
1,600円	1,470円	1,140円	150円																
田	畑	宅地	その他																
3,200円	2,940円	2,280円	300円																

区 分	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
道路占用	<p>【道路占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、 広告塔、その他これらに類する工作物 (年額) 5円~4,400円 ○水管、下水道管、ガス管その他これらに類する 物件 (年額) 48円~950円 ○鉄道、軌道その他これらに類する施設 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (年額) 1,400円 ○地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類 する施設 (年額) 1,400~2,900円 ○看板、標識 (年額) 440円~4,400円 ○アーチ (月額) 2,200円~4,400円 ○工事用施設、工事用材料 (月額) 440円 	<p>【道路占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、 広告塔その他これらに類する工作物 (年額) 4円~1,600円 ○水管、下水道管、ガス管その他これらに類する 物件 (年額) 36円~710円 ○鉄道、軌道その他これらに類する施設 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (年額) 1,100円 ○露店、商品置場そのたのこれらに類する施設 一時的なもの (日額) 11円 その他のもの (月額) 110円 	<p>【道路占用料】</p> <p>条例等なし</p> <p>※行政財産使用料条例に準拠して徴収</p>
河川流水占用	<p>【河川流水占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○流水占用料 (年額) <ul style="list-style-type: none"> ・発電以外の原動力 400円 ・その他 4,000円 ※許可使用水量毎秒1ℓにつき ○土地占用料 (年額) <ul style="list-style-type: none"> ・宅地、耕作地、電柱建設敷地、管類敷設敷地等 80円~800円 ・温泉源湯敷地 32,000円 ○土砂採取料その他の河川産出物採取量 <ul style="list-style-type: none"> ・砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円~1,000円/1m³ 	/	/
公共物管理	<p>【公共物占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の占用 (年額) <ul style="list-style-type: none"> 電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、 橋りょう、駐車場等 62円~2,125円 温泉源湯敷地 32,000円 ○産出物の採取 <ul style="list-style-type: none"> 砂砂利、土砂、玉石、転石等 150円~1,000円/1m³ ○公有水面の占有 (年額) <ul style="list-style-type: none"> 区画漁業権に基づく養魚 60円/1アール 区画漁業権に基づかない養魚 210円/1アール ボート浮遊その他 420円/1アール 	<p>【公共物占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の占用 (年額) <ul style="list-style-type: none"> 電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、 橋りょう、駐車場等 62円~2,125円 温泉源湯敷地 32,000円 ○産出物の採取 <ul style="list-style-type: none"> 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円~1,000円/1m³ 	<p>【公共物占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地の占用 (年額) <ul style="list-style-type: none"> 電柱、電話柱、街灯、送電鉄塔、管類、農地、 橋りょう、駐車場等 62円~2,125円 温泉源湯敷地 32,000円 ○産出物の採取 <ul style="list-style-type: none"> 砂、砂利、土砂、玉石、転石等 150円~1,000円/1m³

区分	現			況								
	白河市			表郷村			大信村					
公営住宅	【市営住宅】 (H16.4.1 現在 管理戸数 829 戸)			【村営住宅】 (H16.4.1 現在 管理戸数 110 戸)			【村営住宅】 (H16.4.1 現在 管理戸数 179 戸)					
	住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)	住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)	住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)
	石切場	S35~36	11	2,100~4,700	瀬戸原	S41~42	18	3,200~5,700	外面1	S54	24	13,000~21,500
	石切場1	H 5	12	20,500~41,700	瀬戸原	H12	18	18,900~31,300	外面2	S55	24	13,700~22,700
	石切場2	H 5	16	20,800~42,700	広畑A	S55	18	14,600~24,200	外面3	S57	24	14,800~24,500
	石切場3	H 6	16	21,000~42,700	広畑B	S56	18	14,800~24,600	石久保1	S59	24	15,100~25,000
	石切場4	H 7	8	21,300~43,300	広畑C	S57	18	15,100~25,000	石久保2	S59	24	15,100~25,000
	石切場5	H 8	18	21,200~43,800	梁森	S59	20	13,800~22,900	石久保3	S62	24	15,700~26,100
	石切場6	H 9	15	21,800~44,400	(※上記は H16 年度家賃額)			石久保4	H 3	16	16,900~27,900	
	金勝寺	S30~31	26	800~3,100	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。 	竹ノ下	S58~H 2	19	11,500~26,500			
	八童神	S34~37	33	2,000~5,200		(※上記は H16 年度家賃額)						
	中田	S40~42	42	3,600~7,600		<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。 						
	立石山	S42	9	3,900~6,500								
	結城	S43~46	32	4,200~14,800								
	関川窪	S47	22	5,700~10,300								
	関川窪1	S48	30	9,700~16,100								
	関川窪2	S49	30	10,700~17,700								
	関川窪3	S49	30	11,800~19,600								
	関川窪4	S50	32	12,800~21,300								
	関川窪5	S50	24	12,100~20,000								
	関川窪6	S50	30	12,100~20,000								
	関川窪7	S51	30	13,900~23,000								
	松風の里1	S52	40	15,900~26,400								
	松風の里2	S53	32	16,200~26,800								
	松風の里3	S54	24	15,500~25,700								
	松風の里4	S54	24	15,500~25,700								
	松風の里5	S55	32	16,700~27,700								
	松風の里6	S57	24	17,400~28,900								
	久田野1	S58	16	16,200~26,800								
	久田野2	S58	16	16,200~26,800								
久田野3	S59	16	17,900~29,700									
久田野4	S60	24	16,700~26,800									
久田野5	H 2	16	19,500~32,300									
真舟1	S59	24	18,400~30,500									
真舟2	S60	24	20,300~33,700									
真舟3	S63	24	21,200~35,100									
葉ノ木平	S35	25	2,200~3,700									
和尚壇	S22	1	100									
泉田	S35	1	4,700~7,800									
(※上記は H16 年度家賃額)												
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の家賃は、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。 												

区 分	現 況														
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村												
特定優良賃貸住宅			<p>【特定公共賃貸住宅】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>管理戸数</th> <th>家賃額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石久保5</td> <td>H6</td> <td>16</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H16.4.1 現在 管理戸数16戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家賃は近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう地方公共団体の長が定める。 	住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)	石久保5	H6	16	40,000				
住宅名	建設年度	管理戸数	家賃額(円)												
石久保5	H6	16	40,000												
公営住宅駐車場	<p>【市営住宅駐車場】</p> <p>使用料徴収の規定なし</p>	<p>【村営住宅駐車場】</p> <p>使用料徴収の規定なし</p>	<p>【村営住宅及び特定公共賃貸住宅駐車場】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>区画数</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石久保4</td> <td>H3</td> <td>16</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>石久保5</td> <td>H6</td> <td>16</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(H16.4.1 現在 駐車場区画数32戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例により上記金額(月額)を徴収 	住宅名	建設年度	区画数	使用料(円)	石久保4	H3	16	1,000	石久保5	H6	16	3,000
住宅名	建設年度	区画数	使用料(円)												
石久保4	H3	16	1,000												
石久保5	H6	16	3,000												
公営住宅合併処理浄化槽	<p>【市営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>○使用料徴収の規定はなく、入居者で組織する自治会が電気料、汚泥抜き取り料を負担している。</p>	<p>【村営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>○使用料徴収の規定はなく、入居者で組織する自治会が電気料を負担し、村が汚泥抜き取り料を負担している。</p>	<p>【村営住宅合併処理浄化槽】</p> <p>○使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> 外面3、石久保、竹ノ下住宅入居者(月額) 1,700円(基準割) + 500円×人数(人員割) 外面、石久保団地集会所(2ヶ月ごと) 水道使用20m³まで3,200円 + 20m³超1m³につき160円 												

区 分	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
都市公園	<p>【都市公園占用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設を設ける場合（月額） <ul style="list-style-type: none"> ・売店、飲食店 250 円／㎡ ○公園を占有する場合（年額） <ul style="list-style-type: none"> ・電柱 1,000 円／本 ・変圧塔 1,400 円／基 ・地下埋設物 190 円・480 円／m ・標識 1,100 円／本 ・看板・掲示板 44 円／㎡ ・工事用施設 440 円／㎡ ・仮設工作物 44 円／㎡ <p>【南湖公園翠楽苑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○翠楽苑入園料 <ul style="list-style-type: none"> 大人 310 円 中学生及び高校生 150 円 ○松楽亭 常盤の間／錦の間 <ul style="list-style-type: none"> 9 時～12 時 13 時～16 時 17 時～21 時 4,200 円 4,200 円 5,600 円 9 時～16 時 13 時～21 時 9 時～21 時 8,400 円 9,450 円 13,650 円 ○松楽亭 松風の間 <ul style="list-style-type: none"> 9 時～12 時 13 時～16 時 17 時～21 時 2,100 円 2,100 円 2,800 円 9 時～16 時 13 時～21 時 9 時～21 時 4,200 円 4,620 円 6,720 円 ○秋水庵 <ul style="list-style-type: none"> 9 時～12 時 13 時～16 時 17 時～21 時 6,300 円 6,300 円 8,400 円 9 時～16 時 13 時～21 時 9 時～21 時 12,600 円 13,860 円 20,160 円 ○野点広場 <ul style="list-style-type: none"> 9 時～12 時 13 時～16 時 17 時～21 時 2,100 円 2,100 円 4,200 円 		

□【手数料】

区 分	現		況		
	手 数 料 の 名 称	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
都市計画法関係	開発行為の許可申請	開発面積及び用途に応じて 43,000円~870,000円	/	/	
	都市計画法第4条第2項ただし書き	1件につき 46,000円			
	都市計画法第4条第1項ただし書き	1件につき 26,000円			
	開発許可を受けた地位の承継	種類に応じ 1,700円 2,700円 17,000円			
	開発登録簿の写しの交付	1件につき 470円			
	開発行為又は建築に関する証明書交付	1件につき 470円			
屋外広告物	はり紙	50枚につき 250円	50枚につき 250円	50枚につき 250円	
	はり札	10枚につき 800円	10枚につき 800円	10枚につき 800円	
	立看板	1個につき 350円	1個につき 350円	1個につき 350円	
	広告幕、のぼり又は旗	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	
	気球利用広告物	1個につき 2,500円	1個につき 2,500円	1個につき 2,500円	
	電柱利用広告物	1個につき 550円	1個につき 550円	1個につき 550円	
	広告板又は広告塔	1㎡以下	1,000円	1㎡以下 1,000円	1㎡以下 1,000円
		3㎡以下	1,600円	3㎡以下 1,600円	3㎡以下 1,600円
		6㎡以下	2,300円	6㎡以下 2,300円	6㎡以下 2,300円
		10㎡以下	3,100円	10㎡以下 3,100円	10㎡以下 3,100円
10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円		10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円	10㎡超5㎡ごとに 3,100円+1,100円		
アーチ広告物	1基につき 3,500円	1基につき 3,500円	1基につき 3,500円		

□【参考法令関係】

◎地方自治法（抜粋）
（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けて
する行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。
（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 226 条 市町村は、第 238 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を
徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者か
ら加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のため
にするものにつき、手数料を徴収することができる。

◎道路法（抜粋）

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継
続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けな
ければならない。

（1）電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類
する工作物

（2）水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

（3）鉄道、軌道その他これらに類する施設

（4）歩廊、雪よけその他これらに類する施設

（5）地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

（6）露店、商品置場その他これらに類する施設

（7）前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のあ
る工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

（占用料の徴収）

第 39 条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。た
だし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う
事業で地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業以外
のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団
体の条例（指定区内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定め
る場合においては、第 35 条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で
定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

◎公営住宅法（抜粋）

（家賃の決定）

第 16 条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、
当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数
その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定めら
れたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体
が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 34 条の
規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じ
ないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

◎公営住宅法施行令（抜粋）
（家賃の算定方法）

第 2 条 公営住宅法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定による公営住宅の
毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種
の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

（1）公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法（昭
和 44 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する標準地の同法第 6 条の規定によ
る公示価格その他の土地の価格を勘案して 0.7 以上 1.6 以下で国土交通大臣が
市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

（2）当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除
く。）を 70 平方メートルで除した数値

（3）公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて 1 以下で国土交通大臣
が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの

（4）事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設
備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案してイに掲げ
る数値以上ロに掲げる数値以下で定める数値

イ 0.5

ロ 次に掲げる数値のうち、いずれか小さい数値

（1）1.3

（2）1.6 を第 1 号に掲げる数値で除した数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応
じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入額	額
123,000 円以下の場合	37,100 円
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	45,000 円
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	53,200 円
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	61,400 円
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	70,900 円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	81,400 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	94,100 円
322,000 円を超える場合	107,700 円

□ 【参考資料】

◎特定優良賃貸住宅制度について

1. 目的

中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 供給方式

- (1) 民間の土地所有者等が建設及び管理を行うもの。(賃貸住宅の管理は、地方公共団体、地方住宅供給公社等、農協、一定の民間法人等が行う。)
- (2) 地方住宅供給公社等が建設及び管理を行うもの。
- (3) 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合において、地方公共団体が賃貸住宅の建設及び管理を行うもの。

→上記2の(3)が**特定公共賃貸住宅**である。

なお、良質な賃貸住宅が不足している場合とは、次のとおりである。

- ① 地方部で、民間賃貸住宅市場が未成熟であり、賃貸住宅のニーズに対応できない場合(工業団地等が建設され急速に賃貸住宅の需要が増大し適正な賃貸住宅の供給がなされるまでに相当な期間を要することが見込まれる場合を含む。)
- ② 都市部で民間賃貸住宅だけでは供給が不十分な状況にある場合

◎特定公共賃貸住宅と一般公営住宅との違い

区 分	一般の公営住宅	特定公共賃貸住宅
供給の目的	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。
家賃決定方法	毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより事業主体が定める。	近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう事業主体が定める。

□ 【先進事例】

◎さぬき市(平成14年4月1日 新設合併)

1. 一般公営住宅の家賃については、現行のとおりとする。なお、係数については、新市において決定する。
2. 改良住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。

◎三次市(平成16年4月1日 新設合併)

1. 公営住宅の家賃算定方法については、公営住宅法に基づき、新市において決定する。
2. 特定公共賃貸住宅、改良住宅等の家賃については、当面現行どおりとする。
3. 道路占用料については、三次市の例による。

◎田村地方5町村合併協議会(新設合併)

1. 道路占用料及び屋外広告物許可申請手数料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
2. 公営住宅の家賃は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

◎伊達7町合併協議会(新設合併)

1. 公営住宅は現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は現行のとおりとする。

◎喜多方地方5市町村合併協議会(新設合併)

1. 公営住宅及び改良住宅の家賃等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、次の固定資産評価額を基に調整する。
2. 特定公共賃貸住宅の家賃等については、現行のとおりとする。
3. 公営住宅等の駐車場使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

◎佐野市・田沼町・葛生町合併協議会(新設合併)

1. 法定外公共使用料については、合併年度及び翌年度は、現行のとおりとし、合併する年度の翌々年度から新市の道路占用料徴収条例及び普通河川管理条例を準用する。
2. 道路占用料については、合併年度及び翌年度は、現行のとおりとし、合併する年度の翌々年度から葛生町の制度を参考に新占用料を設定する。
3. 市(町)営住宅及び特定公共賃貸住宅については、現行のとおりとする。
4. 住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に統一する。ただし、合併に伴う住宅使用料については、負担増とならないよう合併する年度の翌年度から5年度で、段階的に調整する。
5. 駐車場使用料については、現行のとおりとする。

◎石巻地域1市5町合併協議会(新設合併)

1. 公営住宅家賃については、合併後、速やかに国の基準に合わせた算定方式に統一し、入居者の負担増となる場合は5年以内に段階的に調整する。

協議第 29 号

国民健康保険事業の取扱いについて【協定項目 20】

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 国民健康保険税の賦課方法については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも 4 方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。
- 2 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く 5 年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。また、新市において、国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。
- 3 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く 5 年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より 7 割、5 割、2 割とする。
- 4 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 5 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。
- 6 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業並びに家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。
- 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。

平成 16 年 8 月 25 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.20	国民健康保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 国民健康保険税の賦課方式については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも4方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。</p> <p>2 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。また、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。</p> <p>3 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より7割、5割、2割とする。</p> <p>4 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>5 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。</p> <p>6 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業並びに家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。</p> <p>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。</p>	

項目	現況			調整の内容
	白河市	表郷村	大信村	
被保険者数	平成16年4月1日現在 被保険者数 17,371人 (加入割合 36.6%) 世帯数 8,709世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 3,070人 (加入割合 41.3%) 世帯数 1,428世帯	平成16年4月1日現在 被保険者数 1,820人 (加入割合 37.0%) 世帯数 703世帯	【3市村合計】 被保険者数 22,261人 (加入割合 37.2%) 世帯数 10,840世帯
賦課方式	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 2方式 (所得割、均等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	・賦課方式は、保険税率統一年度より、医療分、介護分とも4方式を採用し、課税割合については平準化(50:50)を図るものとする。
課税割合	平成16年度 ・医療分 応能割 57.4% (所得割 46.1%・資産割 11.3%) 応益割 42.6% (均等割 26.0%・平等割 16.6%) ・介護分 応能割 53.2% (所得割 53.2%) 応益割 46.8% (均等割 46.8%)	平成16年度 ・医療分 応能割 45.9% (所得割 34.8%・資産割 11.1%) 応益割 54.1% (均等割 37.2%・平等割 16.9%) ・介護分 応能割 45.4% (所得割 43.0%・資産割 2.4%) 応益割 54.6% (均等割 50.1%・平等割 4.5%)	平成16年度 ・医療分 応能割 50.6% (所得割 38.5%・資産割 12.1%) 応益割 49.4% (均等割 30.3%・平等割 19.1%) ・介護分 応能割 52.6% (所得割 50.1%・資産割 2.5%) 応益割 47.4% (均等割 35.4%・平等割 12.0%)	

項 目	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	調整の内容																																																																																																												
保 険 税 率 課 税 限 度 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>10.2%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>25.0%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>22,000 円</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>27,500 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>530,000 円</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 ・ 1 人 当 り 調 定 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 15</td> <td>75,274 円</td> <td>18,167 円</td> </tr> <tr> <td>H 16</td> <td>78,301 円</td> <td>24,487 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 1 世 帯 当 り 調 定 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 15</td> <td>149,382 円</td> <td>24,478 円</td> </tr> <tr> <td>H 16</td> <td>153,071 円</td> <td>32,612 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	医 療 分	介 護 分	所得割	10.2%	2.5%	資産割	25.0%	—	均等割	22,000 円	12,000 円	平等割	27,500 円	—	限度額	530,000 円	80,000 円	区 分	医 療 分	介 護 分	H 15	75,274 円	18,167 円	H 16	78,301 円	24,487 円	区 分	医 療 分	介 護 分	H 15	149,382 円	24,478 円	H 16	153,071 円	32,612 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.0%</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>25.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>24,000 円</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>27,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>530,000 円</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 ・ 1 人 当 り 調 定 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 15</td> <td>56,403 円</td> <td>14,138 円</td> </tr> <tr> <td>H 16</td> <td>55,568 円</td> <td>14,656 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 1 世 帯 当 り 調 定 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 15</td> <td>142,210 円</td> <td>20,065 円</td> </tr> <tr> <td>H 16</td> <td>137,434 円</td> <td>20,734 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	医 療 分	介 護 分	所得割	5.0%	0.75%	資産割	25.0%	1.0%	均等割	24,000 円	8,000 円	平等割	27,000 円	1,000 円	限度額	530,000 円	80,000 円	区 分	医 療 分	介 護 分	H 15	56,403 円	14,138 円	H 16	55,568 円	14,656 円	区 分	医 療 分	介 護 分	H 15	142,210 円	20,065 円	H 16	137,434 円	20,734 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>29.0%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,500 円</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>33,500 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>530,000 円</td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 ・ 1 人 当 り 調 定 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 15</td> <td>56,066 円</td> <td>14,789 円</td> </tr> <tr> <td>H 16</td> <td>59,982 円</td> <td>18,370 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 1 世 帯 当 り 調 定 額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>医 療 分</th> <th>介 護 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 15</td> <td>145,965 円</td> <td>22,020 円</td> </tr> <tr> <td>H 16</td> <td>154,240 円</td> <td>26,489 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	医 療 分	介 護 分	所得割	7.0%	1.3%	資産割	29.0%	1.5%	均等割	20,500 円	7,000 円	平等割	33,500 円	3,500 円	限度額	530,000 円	80,000 円	区 分	医 療 分	介 護 分	H 15	56,066 円	14,789 円	H 16	59,982 円	18,370 円	区 分	医 療 分	介 護 分	H 15	145,965 円	22,020 円	H 16	154,240 円	26,489 円	<p>・ 税率については、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により、調整を行うものとする。また、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。</p>
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
所得割	10.2%	2.5%																																																																																																														
資産割	25.0%	—																																																																																																														
均等割	22,000 円	12,000 円																																																																																																														
平等割	27,500 円	—																																																																																																														
限度額	530,000 円	80,000 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
H 15	75,274 円	18,167 円																																																																																																														
H 16	78,301 円	24,487 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
H 15	149,382 円	24,478 円																																																																																																														
H 16	153,071 円	32,612 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
所得割	5.0%	0.75%																																																																																																														
資産割	25.0%	1.0%																																																																																																														
均等割	24,000 円	8,000 円																																																																																																														
平等割	27,000 円	1,000 円																																																																																																														
限度額	530,000 円	80,000 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
H 15	56,403 円	14,138 円																																																																																																														
H 16	55,568 円	14,656 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
H 15	142,210 円	20,065 円																																																																																																														
H 16	137,434 円	20,734 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
所得割	7.0%	1.3%																																																																																																														
資産割	29.0%	1.5%																																																																																																														
均等割	20,500 円	7,000 円																																																																																																														
平等割	33,500 円	3,500 円																																																																																																														
限度額	530,000 円	80,000 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
H 15	56,066 円	14,789 円																																																																																																														
H 16	59,982 円	18,370 円																																																																																																														
区 分	医 療 分	介 護 分																																																																																																														
H 15	145,965 円	22,020 円																																																																																																														
H 16	154,240 円	26,489 円																																																																																																														
保 険 税 軽 減	6 割、4 割	7 割、5 割、2 割	7 割、5 割、2 割	<p>・ 軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度から7割、5割、2割とする。</p>																																																																																																												
納 期	<p>納 期</p> <p>第1期 7月16日から同月31日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 10月16日から同月31日 第5期 11月16日から同月30日 第6期 12月16日から同月25日 第7期 1月16日から同月31日 第8期 2月16日から同月末日</p>	<p>納 期</p> <p>第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日</p>	<p>納 期</p> <p>第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月28日 第9期 3月1日から同月31日</p>	<p>・ 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p>																																																																																																												

項 目	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	調整の内容
出産、葬祭に関する 給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 月の上旬、下旬に支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 毎月最終金曜日に支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 その都度支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。
国民健康保険保健事業				
○国保人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 日帰りドック（1日） ・ 検査の内容 身体測定、視力検査、血圧測定、心電図検査、眼底検査、X線・超音波検査（胸部、胃、腹部） 血液検査、尿検査、便検査 ・ 対象者 30歳以上の被保険者 ・ 費用負担 自己負担 一律 5,000円 ・ 受診場所 （社）白河市医師会に委託 ・ 平成15年度実績 受診者数 642人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 日帰りドック（1日） ・ 検査の内容 問診、血圧、視力、眼底、聴力、血液、尿、便、心電図、腹部超音波、胸部X線、胃X線または内視鏡 ・ 対象者 20歳以上の被保険者（納期内完納者） ・ 費用負担 自己負担 2割 ・ 受診場所 会田病院、白河病院 ・ 平成15年度実績 受診者数 48人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 日帰りドック（1日） 2日ドック ・ 検査の内容 各医療機関のドック内容による。 ・ 対象者 国保被保険者 ・ 費用負担 自己負担 3割 ・ 受診場所 白河病院、会田病院、総合南東北病院 ・ 平成15年度実績 受診者数 85人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併年度の翌年度より白河市の例により統一する。
○健康優良世帯記念品 贈呈事業	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康優良世帯（毎年1月1日から12月31日までにおいて、医療費が0円）に贈呈 ※国保税滞納世帯を除く。 ・ 平成15年度実績 42世帯 171,900円 	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康優良世帯記念品贈呈事業は、合併年度の翌年度から廃止する。
○家庭常備薬配布事業	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保加入世帯に配布 ※国保税滞納世帯を除く。 ・ 平成15年度実績 1,195世帯 2,973,757円 	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭常備薬配付事業は、合併年度の翌年度から廃止する。

項 目	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	調整の内容
国民健康保険運営協議会	【委員定数】 ・被保険者を代表する委員 4人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 ・被用者保険者等保険者を代表する委員 2人 計 14人	【委員定数】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人	【委員定数】 ・被保険者を代表する委員 2人 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 ・公益を代表する委員 2人 計 6人	・国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。
	【任期】 2年	【任期】 2年	【任期】 2年	
	【報酬】 ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	【報酬】 ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	【報酬】 ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。	
	【開催回数】 ・平成15年度 3回	【開催回数】 ・平成15年度 4回	【開催回数】 ・平成15年度 4回	

【参 考】

国民健康保険税のしくみ

国民健康保険税は、国民健康保険及び介護保険に係る費用に充てられる目的税であり、基礎課税額（医療給付費分保険税）と介護納付金課税額（介護納付金分保険税）に区分される。

基礎課税額（医療給付費分保険税）は、国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率は、年度初日におけるその年度の保険事業に必要な総費用の見込額から補助金等を控除したものを被保険者に係る総所得金額、固定資産税総額、被保険者数又は被保険者の総世帯数により案分し、算定する。

また、介護納付金課税額（介護納付金分保険税）は、40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者のいる世帯の世帯主に対して課税し、税率の算定方法等は、基礎課税額と概ね同じである。

なお、3市村にあっては、税率及び介護分に係る賦課方式は異なるものの、医療分については所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の4方式により算定している。

国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助制度である。この保険は、市町村が保険者となって、世帯主から保険料を徴収して運営しているが、市町村によって保険制度の運営状況が異なるため、負担割合が異なる。

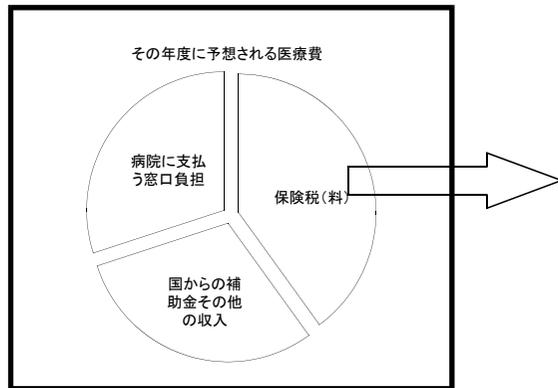
3市村では、賦課形態（税）、医療分に係る賦課方式（4方式）は同じであるが、介護分に係る賦課方式、賦課割合（応能・応益の割合）、税率をはじめ納期や任意給付の各種制度について違いがある。

保険税と保険料の主な違い

国民健康保険税：徴収権、還付請求権の消滅時効は5年、保険税率は条例規定となる。

国民健康保険料：徴収権、還付請求権の消滅時効は2年、保険料率は告示となる。

国民健康保険制度においては、その年度に予想される医療費の総額から、被保険者が病院等で支払う窓口負担や国庫支出金、一定のルールに従った一般会計からの繰入金等を差し引いた金額を保険税で負担する仕組みとなっている。従って、特定の収入で特定の支出を賄う特別会計となっている。



保険税（料）の標準構成割合

賦課方式	賦課割合	案分割合	
4方式	応能 (50)	所得割 (40/100)	固定資産の所有が一般的で世帯意識の強い地域に適す
	応益 (50)	資産割 (10/100)	
		均等割 (35/100)	
3方式	応能 (50)	所得割 (50/100)	中小都市に適す
	応益 (50)	均等割 (35/100)	
		平等割 (15/100)	
2方式	応能 (50)	所得割 (50/100)	世帯意識の薄い大都市に適す
	応益 (50)	均等割 (50/100)	

所得割
世帯の所得に応じて算定
資産割
世帯の資産に応じて算定
均等割
1人当たりいくらとして算定
平等割
1世帯当たりいくらとして算定

応能・応益の割合を50:50に近づける（45%以上55%未満）ことを平準化といい、負担公平の観点から、これが標準的な割合とされている。

国民健康保険の保険税は、比較的所得の低い世帯が増加傾向にあることから、中間所得層の負担が重くなっている状況にある。一方で、50%が原則とされている応益割合を低く設定している（平準化しない）ケースが多く、市町村間及び被保険者間の負担に相違が生じている。このような問題を解決するため、平準化を実施している市町村を重点的に支援することとし、平準化を実施している市町村は、従来の低所得者に対する6割、4割の軽減制度の軽減割合を7割、5割、2割の軽減を新たに設けることができるよう負担軽減措置が拡充された。

保険税の軽減

応益割合	軽減の割合	軽減所得基準（総収入から必要経費を控除したもの）
35%未満	5、3割(注)	5割：33万円、3割：33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）
35～45%	6、4割	6割：33万円、4割：33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）
45～55%	7、5、2割	7割：33万円、5割：33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）、2割：33万円＋（35万円×世帯に属する被保険者数）
55%以上	6、4割	6割：33万円、4割：33万円＋（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）

(注) 当分の間、6割、4割とすることができる。

先 進 事 例

■西東京市

- 1 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- 2 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において、国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定する。
- 3 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

■さぬき市

- 1 保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
- 2 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。
- 3 軽減割合は、7割、5割、2割を適用する。
- 4 納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。
- 5 納期前納付報奨金は廃止で統一する。
- 6 国保運営協議会は、新市において新たに設置する。
- 7 保険事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。
- 8 人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については、統一を図る。
- 9 高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は1千5百万円とし、貸付額は現行のとおりとする。

■田村地方5町村合併協議会

- 1 保険給付事業については、5町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、乳幼児・妊産婦の一部負担金については、大越町の例によるものとする。
- 2 国民健康保険事業については、現行のとおり引継ぎ、新市において調整する。
- 3 国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員同数をもって12名とする。
- 4 国民健康保険税率については、不均一課税とし、健全で円滑な運営を確保するため、適正な負担額となるよう5年間を目標に調整する。なお、軽減割合は、7割、5割、2割を適用することとする。
- 5 国民健康保険税の納期については、船引町の例によるものとする。

【参考法令等】

□市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

〔地方税に関する特例〕

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

協議第30号

介護保険事業の取扱いについて【協定項目21】

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）の中で調整を図り、平成18年度から統一する。
- 2 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 3 保険料の減免については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 4 保険給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 利用者負担軽減については、合併時まで調整するものとし、合併年度は現行のとおりとする。
- 6 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、3市村の現在の計画を新市に引き継ぐものとする。なお、次期計画（平成18年度～22年度）については、新市において速やかに策定するものとし、計画策定に係る附属機関については、合併時に再編する。
- 7 在宅介護支援センターについては、現白河市社会福祉協議会在宅介護支援センターを基幹型とし、その他の白河市、表郷村、大信村の在宅介護支援センター6箇所については地域型とする。

平成16年8月25日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 21	介護保険事業の取扱い
調整方針	<p>1 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）の中で調整を図り、平成18年度から統一する。</p> <p>2 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>3 保険料の減免については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>4 保険給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 利用者負担軽減については、合併時まで調整するものとし、合併年度は現行のとおりとする。</p> <p>6 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、3市村の現在の計画を新市に引き継ぐものとする。なお、次期計画（平成18年度～22年度）については、新市において速やかに策定するものとし、計画策定に係る附属機関については、合併時に再編する。</p> <p>7 在宅介護支援センターについては、現白河市社会福祉協議会在宅介護支援センターを基幹型とし、その他の白河市、表郷村、大信村の在宅介護支援センター6箇所については地域型とする。</p>	

項目	現況											
	白河市			表郷村			大信村					
保険料 (年額)	1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度			1 保険料設定期間 平成15年度～平成17年度					
	2 第1号被保険者（65歳以上）の保険料 (1) 基準額 年額 33,200円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者（65歳以上）の保険料 (1) 基準額 年額 30,500円 (2) 所得段階別保険料			2 第1号被保険者（65歳以上）の保険料 (1) 基準額 年額 25,200円 (2) 所得段階別保険料					
	所得段階		率	保険料	所得段階		率	保険料	所得段階		率	保険料
	第1段階	生活保護受給者、又は老齢年金受給者	基準額×0.5	16,600円	第1段階	生活保護受給者、又は老齢年金受給者等	基準額×0.5	15,200円	第1段階	生活保護受給者、又は老齢年金受給者等	基準額×0.5	12,600円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額×0.75	24,900円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額×0.75	22,800円	第2段階	世帯全員が住民税非課税世帯	基準額×0.75	18,900円
	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	33,200円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	30,500円	第3段階	本人が住民税非課税	基準額	25,200円
	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額×1.25	41,500円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額×1.25	38,100円	第4段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額×1.25	31,500円
	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額×1.5	49,800円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円以上)	基準額×1.5	45,700円	第5段階	本人が住民税課税者 (合計所得額が200万円未満)	基準額×1.5	37,800円
3 第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。			3 第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料 被保険者が加入している医療保険の保険料算定方法により算定される。						

項 目	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
納 期 徴 収 方 法	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） ※老齢、退職年金の金額が年額18万未満 （障害者年金、遺族年金は除く。）</p> <p>第1期 7月16日から同月31日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 9月16日から同月30日 第4期 10月16日から同月31日 第5期 11月16日から同月30日 第6期 12月16日から同月25日 第7期 1月16日から同月31日 第8期 2月16日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） ※老齢、退職年金の金額が年額18万以上 6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） ※老齢、退職年金の金額が年額18万未満 （障害者年金、遺族年金は除く。）</p> <p>第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月末日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） ※老齢、退職年金の金額が年額18万以上 6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>	<p>1 第1号被保険者（普通徴収） ※老齢、退職年金の金額が年額18万未満 （障害者年金、遺族年金は除く。）</p> <p>第1期 7月1日から同月31日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 10月1日から同月31日 第5期 11月1日から同月30日 第6期 12月1日から同月25日 第7期 1月1日から同月31日 第8期 2月1日から同月28日 第9期 3月1日から同月31日</p> <p>2 第1号被保険者（特別徴収） ※老齢、退職年金の金額が年額18万以上 6期 （年金を受ける偶数月に直接年金から天引）</p> <p>3 第2号被保険者 医療保険の保険料納付時</p>
保 険 料 減 免	<p>1 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>2 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>3 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>4 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>5 前各号に掲げる場合のほか、市長がこれらに準ずるものと認める事情があること。</p>	<p>震災・風水害・火災・その他これらに類する災害や損害が生じたとき、または特別な事情により所得が減少した場合などの減免</p> <p>1 第1号被保険者の属する世帯が災害等により現に居住する家屋が損害を受けた場合 （1）全壊、流失、埋没、水没又は全壊の場合 － 免除 （2）半壊、半焼又は床上浸水 － 2段階下位の保険料</p> <p>2 死亡、病気等による収入の著しい減少 第1号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。 （1）減少額が50%以上のとき。－ 免除 （2）減少額が30%以上50%未満のとき。 － 2段階下位の保険料</p>	<p>1 震災、風水害、火災等の災害による住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合の減免 ○第1号被保険者の属する世帯が災害等により、現に居住する家屋等が損害を受けたときで次のいずれかに該当するとき（損害金額は、災害に係る保険金・損害賠償等を控除した額で算出） （1）損害金額が50%以上で前年中の合計所得金額が基準所得金額（法施行規則第143条。以下同じ。）未満 － 免除 （2）損害金額が50%以上で前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 － 50%軽減 （3）損害金額が20%以上50%未満で前年中の合計所得金額が基準所得金額未満 － 50%軽減 （4）損害金額が20%以上50%未満で前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 － 25%軽減</p>

項 目	現 況													
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村											
<p>○ 1 の規定する事情により減免を行う場合の基準 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、10 分の 3 以上の損害（これらの損害に対して保険金等により補てんされるべき金額がある場合は、損害金額から当該補てん金額を除くものとする。）を受け、かつ、その生計を維持する者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で保険料の納付が困難であると認めるときは、次表に掲げる前年の合計所得金額区分及び損害の程度に応じ、同表に掲げる割合により保険料を減免する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>損害が 3/10 以上 5/10 未満</th> <th>損害が 5/10 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>1 / 2</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 750 万円以下</td> <td>1 / 4</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>750 万円超 1,000 万円以下</td> <td>1 / 8</td> <td>1 / 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 2 から 4 までに規定する事情により減免を行う場合の基準 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者のその年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で保険料の納付が困難であると認めるときは、次表に掲げる前年の合計所得金額区分及び所得の減少程度に応じ、同表に掲げる割合により保険料を減免する。</p>	前年の合計所得金額	損害が 3/10 以上 5/10 未満	損害が 5/10 以上	500 万円以下	1 / 2	全 部	500 万円超 750 万円以下	1 / 4	1 / 2	750 万円超 1,000 万円以下	1 / 8	1 / 4	<p>3 失業、廃業等による収入の著しい減少 第 1 号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。 (1) 減少額が 50 % 以上のとき。 — 免除 (2) 減少額が 30 % 以上 50 % 未満のとき。 — 2 段階下位の保険料</p> <p>4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作及び不漁による収入の著しい減少 ○ 第 1 号被保険者の属する世帯の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、当該年の世帯の合計所得金額の減少額が前年と比較して次のいずれかに該当するもの。ただし、農業以外の所得が 400 万円以下であること。 (1) 減少額が 50 % 以上のとき。 — 免除 (2) 減少額が 30 % 以上 50 % 未満のとき。 — 2 段階下位の保険料</p>	<p>2 死亡、病気等による収入の著しい減少の場合の減免 ○ 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が病気、事故等により次のいずれかに該当するとき。 (1) 死亡 — 免除 (2) 重度障害（障害者手帳等級 1, 2 級及びこれに相当する障害の程度に該当したとき。） — 90 % 軽減 (3) 長期入院（6 ヶ月以上の連続した入院のとき。） — 90 % 軽減</p> <p>3 事業又は業務の廃止、失業等による収入の著しい減少の場合の減免 ○ 第 1 号被保険者の属する世帯の、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で主たる生計維持者が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により当該年の世帯合計所得が前年と比較して次のいずれかに該当するとき。 (1) 減少見込額が 50 % 以上 — 免除 (2) 減少見込額が 30 % 以上 50 % 未満 — 50 % 軽減</p> <p>4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作等による収入の著しい減少の場合 ○ 第 1 号被保険者の属する世帯の、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で主たる生計維持者が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により当該年の世帯合計所得（農業以外の所得が 400 万円以下である場合に限る。）が前年と比較して 30 % 以上の減少が見込まれる場合で次のいずれかに該当するとき。（減収金額は、農作物共済金額を控除した額により算出） (1) 前年中の合計所得金額が基準所得金額未満 — 免除 (2) 前年中の合計所得金額が基準所得金額以上 — 80 % 軽減</p>
前年の合計所得金額	損害が 3/10 以上 5/10 未満	損害が 5/10 以上												
500 万円以下	1 / 2	全 部												
500 万円超 750 万円以下	1 / 4	1 / 2												
750 万円超 1,000 万円以下	1 / 8	1 / 4												

項 目	現 況					
	白 河 市			表 郷 村		大 信 村
	前年の合計所得金額	減少が 5/10 以上 7/10 未満	減少が 7/10 以上			
	300 万円以下	全 部	全 部			
	300 万円超 400 万円以下	8 / 1 0	全 部			
	400 万円超 550 万円以下	6 / 1 0	8 / 1 0			
	550 万円超 750 万円以下	4 / 1 0	6 / 1 0			
	750 万円超 1,000 万円以下	2 / 1 0	4 / 1 0			
	<p>6 生活困窮者に対する保険料の減免 保険料の所得段階が第 2 段階の方のうち、収入が少なく生活が困窮している方で、次のすべてに該当する場合に減免となる。</p> <p>(1) 資産（預貯金を含む）などを活用しても、なお生活が困窮している状態と認められる場合</p> <p>(2) 市民税が課税されている方に扶養されていない場合</p> <p>(3) 市民税が課税されている方と生計を共にしていない生活困窮者の場合（所得段階 2 段階から 1 段階に軽減）</p> <p>(4) 世帯全員の前年収入合計が 80 万円+（申請者を除く家族の人数× 40 万円）以下であること。さらに生活困窮者の場合（所得段階 2 段階及び 1 段階から 1 段階の半分に軽減）</p> <p>(5) 世帯全員の前年収入合計が 40 万円+（申請者を除く家族の人数× 20 万円）以下であること。</p>					

項 目	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
保険給付	1 居宅サービス (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 通所介護 (6) 通所リハビリテーション (7) 福祉用具貸与 (8) 短期入所サービス (9) 居宅療養管理指導 (10) 痴呆対応型共同生活介護 2 施設サービス (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (2) 介護老人保健施設（老人保健施設） (3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等） 3 居宅介護支援費 4 福祉用具購入費 5 住宅改修費 6 高額介護サービス費	1 居宅サービス (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 通所介護 (6) 通所リハビリテーション (7) 福祉用具貸与 (8) 短期入所サービス (9) 居宅療養管理指導 (10) 痴呆対応型共同生活介護 2 施設サービス (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (2) 介護老人保健施設（老人保健施設） (3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等） 3 居宅介護支援費 4 福祉用具購入費 5 住宅改修費 6 高額介護サービス費	1 居宅サービス (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 通所介護 (6) 通所リハビリテーション (7) 福祉用具貸与 (8) 短期入所サービス (9) 居宅療養管理指導 (10) 痴呆対応型共同生活介護 2 施設サービス (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (2) 介護老人保健施設（老人保健施設） (3) 介護療養型医療施設（療養型病床群等） 3 居宅介護支援費 4 福祉用具購入費 5 住宅改修費 6 高額介護サービス費
利用者負担軽減	1 高額介護サービス費 介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として市が補てんする。 2 食費負担軽減 ・一般 1日 780円 ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円 ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円 3 訪問介護の利用者負担の軽減 ①法施行時の訪問介護利用者負担軽減 平成12年3月までに訪問介護を利用したことのある人で利用者の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む。）である人の訪問介護利用者負担を3%とする。 ②2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減 2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む。）である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。	1 高額介護サービス費 介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として市が補てんする。 2 食費負担軽減 ・一般 1日 780円 ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円 ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円 3 訪問介護の利用者負担の軽減 ①法施行時の訪問介護利用者負担軽減 平成12年3月までに訪問介護を利用したことのある人で利用者の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む。）である人の訪問介護利用者負担を3%とする。 ②2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減 2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む。）である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。	1 高額介護サービス費 介護サービス利用料1割負担の上限が設定されており、それ以上の利用料を高額サービス費として市が補てんする。 2 食費負担軽減 ・一般 1日 780円 ・世帯全員が住民税非課税者 1日 500円 ・上記で高齢年金受給者等 1日 300円 3 訪問介護の利用者負担の軽減 ①法施行時の訪問介護利用者負担軽減 平成12年3月までに訪問介護を利用したことのある人で利用者の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む。）である人の訪問介護利用者負担を3%とする。 ②2号要介護認定者訪問介護利用者負担軽減 2号被保険者で要介護認定を受け、訪問介護を利用する人で、利用者の生計中心者が所得税非課税（生活保護を含む。）である人の訪問介護の利用者負担を3%とする。

項目	現況		
	白河市	表郷村	大信村
	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>① 食費 所得に応じて、1日300円、500円に軽減</p> <p>② 利用料 所得に応じて3%、5%に軽減</p> <p>5 社会福祉法人等による利用者負担減免 県、市より指定を受けている社会福祉法人等にてサービスを利用する場合に特に生計が困難な利用者の負担を減免することができる。</p> <p>①保険料段階が第2段階または老齢福祉年金受給者（生活保護者を除く。）</p> <p>②市民税の課されている方に扶養されていない。</p> <p>③市民税の課されている方と生計を共にしていない。</p> <p>④資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。</p> <p>⑤申請者とその家族の前1年間の収入合計が80万円＋（世帯員数×40）以下の場合で一人世帯の場合には80万円以下となる。</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担減免の対象となるサービス</p> <p>①訪問介護 ②通所介護 ③特別養護老人ホームの短期入所 ④特別養護老人ホームへの入所 利用料が2分の1になる。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>① 食費 所得に応じて、1日300円、500円に軽減</p> <p>② 利用料 所得に応じて3%、5%に軽減</p> <p>5 利用者負担軽減</p> <p>【目的】 低所得者の経済負担を考慮し、介護保険利用者負担を軽減し、介護保険サービスの利用促進を図る。</p> <p>【対象者】</p> <p>①要支援・要介護認定を受けた者</p> <p>②1段階保険料被保険者、2段階保険料被保険者</p> <p>③生活保護者は除く。</p> <p>④介護保険料の滞納者、未納者は除く。</p> <p>【事業の対象】 事業の対象は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーションとする。</p> <p>【利用者負担の軽減】 介護保険法による介護サービスの利用者負担に100分の50を乗じて得た額とする。</p>	<p>4 特別養護老人ホーム旧措置者の負担軽減 法施行時にすでに特別養護老人ホームに入所していた人の食費及び利用料を軽減する。軽減した利用料等は保険給付費で補てんされる。</p> <p>① 食費 所得に応じて、1日300円、500円に軽減</p> <p>② 利用料 所得に応じて3%、5%に軽減</p>
老人保健福祉計画・介護保険事業計画	<p>○ 「高齢者保健福祉計画」は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の保険及び福祉に関わる総合的な計画である。「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する介護保険の給付対象となるサービスに関する計画である。両計画は3年ごとに5年を1期とした計画として一体的に作成するものとされている。</p> <p>[高齢者保健福祉計画] 第1期計画 平成9年度～平成13年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[介護保険事業計画] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[高齢者保健福祉計画] 第1期計画 平成9年度～平成13年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[介護保険事業計画] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>	<p>[高齢者保健福祉計画] 第1期計画 平成5年度～平成11年度 第2期計画 平成12年度～平成16年度 第3期計画 平成15年度～平成19年度</p> <p>[介護保険事業計画] 第1期計画 平成12年度～平成16年度 第2期計画 平成15年度～平成19年度</p>

項 目	現 況		
	白河市	表郷村	大信村
介護保険運営協議会	<p>【白河市介護保険運営協議会】</p> <p>[組織] 12人以内の委員 ①被保険者代表 3人 ②学識経験者 1人 ③サービス事業者代表 3人 ④被用者保険代表 1人 ⑤保健・医療・福祉関係代表者 4人</p> <p>[任期] 委員任期 3年 平成16年2月1日～平成19年1月31日</p> <p>[報酬] 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	<p>【表郷村介護保険運営協議会】</p> <p>[組織] 8人以内の委員 ①被保険者代表 2人 ②学識経験者 1人 ③村議会議員 1人 ④保健・医療・福祉関係代表者 4人</p> <p>[任期] 委員任期 3年 平成16年4月1日～平成19年3月31日</p> <p>[報酬] 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>	<p>【大信村介護保険運営協議会】</p> <p>[組織] 10人以内の委員 ①被保険者代表 2人 ②学識経験者 2人 ③被用者保険代表 2人 ④保健・医療・福祉関係代表者 3人</p> <p>[任期] 委員任期 3年 平成15年4月1日～平成18年3月31日</p> <p>[報酬] 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例による。</p>
在宅介護支援センター	<p>○地域型在宅介護支援センター（5カ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白河市中心在宅介護支援センター 運営主体 白河厚生総合病院 開設日 平成10年4月 ・在宅介護支援センター小峰苑 運営主体 社会福祉法人清峰会 開設日 平成11年4月 ・天神町在宅介護支援センター 運営主体 社会福祉法人くわの福祉会 開設日 平成11年4月 ・ひもろぎの園在宅介護支援センター 運営主体 医療法人慈泉会 開設日 平成11年4月1日 ・白河市社会福祉協議会在宅介護支援センター 運営主体 白河市社会福祉協議会 開設日 平成15年10月1日 	<p>○基幹型（小規模型）在宅介護支援センター（1カ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 運営主体 老人保健施設表郷「聖・オリーブの郷」 開設日 平成10年4月 	<p>○基幹型（小規模型）在宅介護支援センター（1カ所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター 運営主体 大信村社会福祉協議会 開設日 平成12年1月

□ 留意事項

- 1 介護保険は、市町村が保険者となり、被保険者（住民）から保険料を徴収して運営している。
- 2 各市町村で、介護サービスの基盤や事業計画が異なるため、保険料率にも違いがある。
- 3 合併した場合は、ひとつの自治体として運営することになるため、取扱いの統一に向けた検討が必要である。
- 4 介護サービスの内容は、各市町村の事業計画によって異なるため、整合性を図りながら新市での計画策定を行う。

【参考法令関係】

□ 介護保険法（抜粋）

[市町村介護保険事業計画]

- 第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第28条の8に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

□ 老人保健法（抜粋）

[市町村老人保健計画]

- 第46条の18 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画（以下「市町村老人保健計画」という。）を定めるものとする。

□ 老人福祉法（抜粋）

[市町村老人福祉計画]

- 第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

□ 先進事例

【さぬき市】(平成14年4月1日合併)

- 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- 2 納期は、国民健康保険税を考慮し、統一を図る。
- 3 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- 4 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- 5 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- 6 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

【東かがわ市】(平成15年4月1日合併)

- 1 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 2 要介護認定・要支援認定にかかわる事務
 - I 認定調査については、専任職員が行う直営と委託との併用とし、委託料は当面現行のとおりとする。
 - II 認定審査会については、大川地区広域行政振興整備事務組合の共同処理事務の調整内容による取扱いとする。
- 3 保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行どおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、短期入所サービスの振替利用制度については、受領委任払いとする。
- 4 保健福祉事業にかかわる事務については、3町とも実施していないが、介護保険事業計画策定時に検討する。
- 5 市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに3町を一体とした介護保険事業計画を策定し、新市に引き継ぐ。
- 6 保険料の徴収にかかわる事務
 - I 第1号被保険者の保険料については、介護保険事業計画策定時に再算定し、平成15年度から新保険料を設定する。
 - II 第1号被保険者の普通徴収納期については、現行のとおり、国民健康保険税の納期と同一とする。
- 7 会計等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 8 介護保険制度関連の他制度にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- 9 その他
 - I 事務処理システムについては、3町とも異なっており、電算システムの調整内容による取扱いとする。

【田村地方5町村合併協議会】

- 1 被保険者の資格管理等に係る事務については、5町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 田村地方介護認定審査会については、合併の前日をもって廃止し、新市において現行のとおり介護認定審査会を共同設置するものとする。
- 3 認定調査については、職員が行う直営と業者委託との併用とし、委託料は合併時に調整する。
- 4 介護保険事業計画については、合併時に策定するものとする。
- 5 保険給付の内容については、5町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- 6 第1号被保険者の保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき統一する。ただし、平成17年度までの保険料は、従前のとおりとする。
- 7 第1号被保険者の普通徴収の納期については、常葉町の例により調整する。ただし、第1期の納期は7月1日から7月31日とする。
- 8 利用者負担軽減事業については、5町村に相違がないため、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

協議第31号

各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／納税関係）について
【協定項目24－（1）－エ】

各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／納税関係）について、次のとおり提案する。

- 1 納期前納付報奨金については、合併年度の翌年度から廃止する。
- 2 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金等については、新市において調整する。
- 3 納税貯蓄組合連合会については、3市村の連合会と協議のうえ、新市において調整する。

平成16年8月25日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 24-(1)-エ	各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務／納税関係）
調整方針	1 納期前納付報奨金については、合併年度の翌年度から廃止する。 2 納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金等については、新市において調整する。 3 納税貯蓄組合連合会については、3市村の連合会と協議のうえ、新市において調整する。	

項目	現 況			
	白河市	表郷村	大信村	
納期前納付報奨金	概 要	個人の市県民税及び固定資産税の納税者が最初の納期内に当該納期の後のすべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合に報奨金を交付する。	/	個人の村県民税及び固定資産税の納税者が最初の納期内に当該納期の後のすべての納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合に報奨金を交付する。 平成17年度以降は制度廃止。
	対象税目	個人市民税、固定資産税	/	個人村民税、固定資産税
	該当納期	第1期納期限まで	/	第1期納期限まで
	報奨金額	納期前に納付した税額 $\times 1/100 \times$ 納期前に係る月数 ※1の納期の税額が2万円を超えるときは、2万円とする。 ※1月未満の端数がある場合においては14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。	/	納期前に納付した税額 $\times 1/100 \times$ 納期前に係る月数
	交付限度額	個人市民税： 2,600円 固定資産税： 4,200円	/	10,000円
	実績 (H15年度)	個人市民税： 3,544,060円 固定資産税： 26,664,750円	/	個人村民税： 338,100円 固定資産税： 2,034,400円

項 目		現 況		
		白河市	表郷村	大信村
納税貯蓄組合	組 合 数	80 組合 (2068 名)	70 組合 (829 名)	40 組合 (340 名)
	組合の構成	行政区単位で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織	隣組を単位とし、村税の納税義務者である組合員で組織
	組合長報償			○大信村納税貯蓄組合長報償 ・ 4 税 →基本額 3,000 円 + 1,500 円 × 戸数 ・ 水道料及び集落排水使用料 → 1 戸当たり 100 円 (平成 16 年度) 663,000 円
	補 助 金	○白河市納税貯蓄組合事務費補助金 ・ 前年度の納期内納付率が 80 %以上の組合 → 2,000 円 + 500 円 (限度額) ・ 前年度の納期内納付率が 80 %未満の組合 → 2,000 円 (限度額) ※組合の申請により補助金交付 平成 15 年度実績 6,970 円 (5 組合) (平成 16 年度) 37,000 円		
納税貯蓄組合 連合会	概 要	徴税機関と組合及び組合相互の連絡を円滑にし、組合の改善、発展を助長し、納税意識の普及に努め、併せて納税成績の向上に寄与する。	組合相互の連絡協調を図り、納税思想の普及育成に努めるとともに、組合の発展向上に寄与する。	納税貯蓄組合相互の連絡強調を図り、納税思想の普及育成に努め、もって納税貯蓄組合の発展向上に寄与することを目的とする。
	名 称	白河市納税貯蓄組合連合会	表郷村納税貯蓄組合連合会	大信村納税貯蓄組合連合会
	補 助 金	○白河市納税貯蓄組合連合会補助金 (平成 16 年度) 315,000 円	○表郷村納税貯蓄組合連合会補助金 (平成 16 年度) 890,000 円	○大信村納税貯蓄組合連合会補助金 (平成 16 年度) 30,000 円

【参考法令関係】

□ 地方税法（抜粋）

〔個人の市町村民税の納期前の納付〕

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

〔固定資産税に係る納期前の納付〕

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

□ 納税貯蓄組合法

〔定義〕

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

〔補助金の交付〕

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

□ 納税貯蓄組合法施行令

〔補助金の交付手続〕

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

□ 先進事例

【篠山市】（平成11年4月1日合併）

- 1 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
 - イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
- 2 納税奨励金及び町税取扱報奨金等については、合併時に廃止するものとする。
- 3 納税貯蓄組合補助金については、現行のとおりとする。

【さぬき市】（平成14年4月1日合併）

- 1 個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - (1) 交付率は、100分の0.1とする。
 - (2) 月数については、前期前納方式による算定とする。
 - (3) 交付額の上限は5万円、加減は100円とする。
- 2 納税奨励金及び納税貯蓄組合補助金については、合併時に廃止する。
- 3 督促手数料については、現行のとおりとする。

【あさぎり町】（平成15年4月1日合併）

- (1) 個人町村民税及び固定資産税にかかる納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア. 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。
 - イ. 端数金額又は交付金額については、上村、岡原村の例による。
- (2) 納税奨励金及び納税貯蓄組合報奨条例等については、合併時に廃止する。
- (3) 各町村の手数料が異なっている場合、最低金額の町村の例による。ただし、土地情報の閲覧又は図面等の交付手数料は上村の例による。

【伊達7町合併協議会】

- (1) 個人住民税・固定資産税の前納報奨金制度は合併時に廃止する。
- (2) 納税等の口座振替は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 納税貯蓄組合は新市に引き継ぐものとする。
- (4) 納税貯蓄組合の運営に関する補助金等は納税貯蓄組合法の規定に基づき、新市において調整する。
- (5) 納税貯蓄組合連合会は各町の連合会と協議の上、新市において調整する。

協議第32号

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保健衛生関係）について
【協定項目24－（3）－ア】

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保健衛生関係）について、次のとおり提案する。

- 1 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 基本健康診査及び各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳とする。
- 3 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 健康カレンダーの作成については、新市においても実施することとし、内容については、新市において調整する。

平成16年8月25日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(3)-ア	各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保健衛生関係）
調整方針	<p>1 予防接種事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 基本健康診査及び各種検診等については、疾病の早期発見、早期治療による住民の健康増進を図るため、集団検診に係る受診者負担額については無料とする。なお、個別検診に係る受診者負担額については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>検診対象年齢については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、歯周病検診については、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳とする。</p> <p>3 保健センターの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>4 健康カレンダーの作成については、新市においても実施することとし、内容については新市において調整する。</p>	

区分	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ポリオ（乳幼児） 実施方法：集団接種 ○三種混合（乳幼児） 実施方法：個別接種 ○二種混合（児童） 実施方法：個別接種 ○麻疹（児童） 実施方法：個別接種 ○風しん（児童） 実施方法：個別接種 ○日本脳炎（児童・生徒） 実施方法：個別接種 ○インフルエンザ（65歳以上希望者） 実施方法：個別接種 自己負担：1,000円 <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、他は指定医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ポリオ（乳幼児） 実施方法：集団接種 ○三種混合（乳幼児） 実施方法：個別接種 ○二種混合（児童） 実施方法：集団接種 ○麻疹（児童） 実施方法：個別接種 ○風しん（児童） 実施方法：個別接種 ○日本脳炎（児童・生徒） 実施方法：集団接種 ○インフルエンザ（65歳以上希望者） 実施方法：個別接種 自己負担：1,000円 <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ポリオ（乳幼児） 実施方法：集団接種 ○三種混合（乳幼児） 実施方法：個別接種 ○二種混合（児童） 実施方法：集団接種 ○麻疹（児童） 実施方法：個別接種 ○風しん（児童） 実施方法：個別接種 ○日本脳炎（児童・生徒） 実施方法：集団接種 ○インフルエンザ（65歳以上希望者） 実施方法：個別接種 自己負担：1,000円 <p>・インフルエンザ以外は自己負担なし ・実施会場はポリオが保健センター、二種混合・日本脳炎が小・中学校、他は指定医療機関</p>

各種検診等事業

現 況									
		基本健康診査	各種がん検診					その他の検診	
			胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	歯周病検診	骨粗鬆症予防検査
白 河 市	対 象 者	40 歳以上	30 歳以上	40 歳以上	40 歳以上・ 喀痰検査は 50 歳 以上のハイリスク者	30 歳以上	40 歳以上偶数年 齢の隔年		30 歳以上の女性
	検診方法	集団・個別	集団・個別	集団・個別	集団	集団・個別	個別		集団のみ
	受診者負担額 (円)	集 団 個 別	600 1,100	500 2,000	400 600	肺がん検診(無料) 喀痰検査 400	400 子宮頸がん 1,000 子宮体がん 700		1,400
表 郷 村	対 象 者	40 歳以上	40 歳以上	40 歳以上	40 歳以上・ 喀痰検査は 50 歳 以上のハイリスク者	30 歳以上	40 歳以上偶数年 齢の隔年	19~59 歳	30 歳以上の女性
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	集団
	受診者負担額 (円)	集 団 個 別	(無料) -	(無料) -	(無料) -	(無料) -	(無料) -	(無料) -	(無料) -
大 信 村	対 象 者	40 歳以上	40 歳以上	40 歳以上	40 歳以上・ 喀痰検査未実施	30 歳以上	40 歳以上偶数年 齢の隔年	30 歳以上の女性	
	検診方法	集団	集団	集団	集団	集団・個別	集団・個別	集団	
	受診者負担額 (円)	集 団 個 別	1,000 -	500 -	(無料) -	(無料) -	400 子宮頸がん 400 子宮体がん 700	(無料) -	

□【各種検診の現況】

(平成15年度)

			基本健康診査	各種がん検診					その他の検診		合計	
				胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	歯周病検診	骨粗鬆症予防検査		
白河市	受診者数 (人)	集団	3,109	2,548	1,213	3,072	1,196	/	367	11,505		
		個別	455	336	476	979	847			3,093		
		計	3,564	2,884	1,689	3,072	2,175			847	367	14,598
	検診委託料 (円)	集団	21,840,725	10,775,600	1,528,380	1,962,765	4,144,140		/	578,025	40,829,635	
		個別	4,271,855	4,094,000	1,871,125	6,183,510	2,298,108				18,718,598	
		計	26,112,580	14,869,600	3,399,505	1,962,765	10,327,650				2,298,108	578,025
	住民負担金 (円)	集団	1,865,400	1,274,000	485,200	40,400	478,400		/	183,500	4,326,900	
		個別	500,500	672,000	285,600	989,500	1,185,800				3,633,400	
		計	2,365,900	1,946,000	770,800	40,400	1,467,900				1,185,800	183,500
表郷村	受診者数 (人)	集団	1,356	1,023	918	1,361	444	/	122	5,595		
		個別				93	79			172		
		計	1,356	1,023	918	1,361	537			216	122	234
	検診委託料 (円)	集団	9,525,900	4,296,600	1,156,680	925,890	1,538,460		/	409,920	368,550	18,686,415
		個別				664,485	247,472				911,957	
		計	9,525,900	4,296,600	1,156,680	925,890	2,202,945				711,887	409,920
	住民負担金 (円)	集団	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)	(無料)		/	(無料)	(無料)	0
		個別				(無料)	(無料)				0	
		計	0	0	0	0	0				0	0
大信村	受診者数 (人)	集団	660	501	454	691	33	/	47	2,419		
		個別				36	54			90		
		計	660	501	454	691	69			87	47	2,509
	検診委託料 (円)	集団	4,636,500	2,104,200	572,040	362,775	120,285		/	74,025	8,049,609	
		個別				235,785	294,192				529,977	
		計	4,636,500	2,104,200	572,040	362,775	356,070				473,976	74,025
	住民負担金 (円)	集団	660,000	250,500	(無料)	(無料)	13,200		/	(無料)	923,700	
		個別					14,400				(無料)	14,400
		計	660,000	250,500	0	0	27,600				0	0
合計	受診者数 (人)	集団	5,125	4,072	2,585	5,124	1,673	/	169	601	19,519	
		個別	455	336	476	1,108	980			3,355		
		計	5,580	4,408	3,061	5,124	2,781			1,150	169	601
	検診委託料 (円)	集団	36,003,125	17,176,400	3,257,100	3,251,430	5,802,885		/	483,945	946,575	67,565,659
		個別	4,271,855	4,094,000	1,871,125	7,083,780	2,839,772				20,160,532	
		計	40,274,980	21,270,400	5,128,225	3,251,430	12,886,665				3,483,971	483,945
	住民負担金 (円)	集団	2,525,400	1,524,500	485,200	40,400	491,600		/	0	183,500	5,250,600
		個別	500,500	672,000	285,600	1,003,900	1,185,800				3,647,800	
		計	3,025,900	2,196,500	770,800	40,400	1,495,500				1,185,800	0

区 分	現 況														
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村												
保健センター の運営	<p>【白河市保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：白河市字北中川原 313 番地 ・ 開設年月日：平成元年 4 月 1 日 ・ 業務内容： <ul style="list-style-type: none"> ①健康教育 ②健康相談 ③健康診査 ④機能訓練 ⑤成人病予防その他疾病の予防 ⑥健康づくり運動 ⑦栄養改善 ⑧母子保健 ⑨その他健康の保持増進 ・ 使用料：徴収なし 	<p>【表郷村保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：表郷村大字金山字長者久保 2-5 ・ 開設年月日：平成 13 年 4 月 1 日 ・ 業務内容： <ul style="list-style-type: none"> ①健康相談及び健康教育 ②保健指導及び予防教育 ③各種検診及び予防衛生 ④保健衛生思想の普及啓発 ⑤その他保健センターの設置目的を達成するために必要な事業 ・ 使用料：徴収なし 	<p>【大信村保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：大信村大字町屋字沢田 18 番地 ・ 開設年月日：昭和 63 年 4 月 1 日 ・ 業務内容： <ul style="list-style-type: none"> ①健康の保持及び増進に関する相談 ②健康の保持及び増進に関する調査研究 ③健康の保持及び増進に関する知識の普及指導 ④その他その設置の目的を達成するため必要業務 ・ 使用料： <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">8 時 30 分~17 時</td> <td style="text-align: center;">時間外</td> </tr> <tr> <td>研修展示室</td> <td style="text-align: center;">4,100 円</td> <td style="text-align: center;">5,200 円</td> </tr> <tr> <td>保健指導室</td> <td style="text-align: center;">4,100 円</td> <td style="text-align: center;">5,200 円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td style="text-align: center;">8,200 円</td> <td style="text-align: center;">10,300 円</td> </tr> </table> 		8 時 30 分~17 時	時間外	研修展示室	4,100 円	5,200 円	保健指導室	4,100 円	5,200 円	栄養指導室	8,200 円	10,300 円
	8 時 30 分~17 時	時間外													
研修展示室	4,100 円	5,200 円													
保健指導室	4,100 円	5,200 円													
栄養指導室	8,200 円	10,300 円													
健康カレンダー の作成	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成部数：17,000 部 ・ 単 価：7.5 円／枚（15 年度版） ・ 作成方法：業務委託、年度カレンダー ・ 配布方法：広報白河お知らせ版の折込ちらしとして各戸配布 ・ 掲載内容：母子保健事業の年間計画 市の年間行事予定 	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成部数：2,000 部 ・ 単 価：450 円／冊（15 年度版） ・ 作成方法：業務委託、年度カレンダー ・ 配布方法：各行政区長を通じ各戸配布 ・ 掲載内容：保健事業のほか学校行事 村の主事業 ※国民健康保険特別会計より一部補助 	<p>【健康カレンダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成部数：1,600 部 ・ 単 価：385 円／冊（15 年度版） ・ 作成方法：業務委託、年度カレンダー ・ 配布方法：各行政区長を通じ各戸配布 ・ 掲載内容：保健事業のほか学校行事 村の主事業 ※国民健康保険特別会計より一部補助 												

□ 【先進事例】

◎田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 予防接種事業については、都路村の予防接種の種類・方法により新市に引き継ぐものとする。個別接種については、依頼医療機関を拡大し、年間を通じて実施する。ただし、依頼医療機関以外の個別接種は大越町の例による。
2. 基本健康検査については、対象者、基本的検査内容、会場を現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、応分の受益者負担の原則を基本に700円の自己負担金を徴収する。ただし、費用徴収免除規定を設ける。各種がん検診については、胃がん検診400円、大腸がん検診100円、肺がん（喀痰）検診300円、子宮がん（集団）検診300円、子宮がん（施設）検診2,100円、乳がん（集団）検診700円、前立腺がん検診300円の自己負担金を徴収する。
3. 健康カレンダー及び保健だよりについては現行のとおり新市に引き継ぎ、地域の実情に応じて調整する。なお、新市における新市全体の年間予定表を配布する。

◎伊達7町合併協議会（新設合併）

1. 基本健康診査は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。
2. 町単独健康診査事業は、合併後1年以内に調整する。
3. ガン検診は、合併年度はそれぞれの町の例により実施し、合併後1年以内に統一する。

◎佐野市・田沼町・葛生町合併協議会（新設合併）

1. 検診方法及び個人負担金については、合併年度及び翌年度は現行どおりとし、合併する年度の翌々年度に統一する。
2. 佐野市保健センター、田沼町老人保健センター及び葛生町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。なお、名称については、合併までに検討する。

◎登米地域合併協議会（新設合併）

1. 予防接種事業については、現行のとおり実施する。
2. 基本健康診査などの検診内容については合併時に統一する。

◎石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会（新設合併）

1. 予防接種については、予防接種法に基づき現行のとおり実施する。
2. 健康診査、人間ドック、各種検診は現行制度を継続して実施するが、内容については合併時まで調整する。自己負担金については金額を統一する。
3. 保健センター等については現行のとおり新市に引き継ぐ。

◎佐渡市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 健康診査の自己負担額は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は現行のとおりとする。
 - ・基本健診500円、胃ガン検診500円、子宮ガン検診500円、肺ガン（レントゲン）検診0円、肺ガン（喀痰）検診500円、乳ガン検診300円、乳ガン（マンモ併用）検診500円、大腸ガン検診400円、骨密度検診300円。
2. 健康診査の項目数及び対象年齢については、合併後拡大するように調整する。
3. 検診場所については、合併時現行のとおりとする。
4. 検診手数料が無料になる者の範囲は、合併時に統一する。ただし、合併の期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - ①老人保護法の規定による者
 - ②生活保護世帯
 - ③市長が認めた者

◎安芸高田市（平成16年3月1日 新設合併）

1. 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2. 総合健診・老人健診事業については、当分の間現行のとおり実施し、新市において調整する。
3. 予防接種事業については、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づいた接種は原則個別接種で実施する。集団接種が望ましいポリオ、ツベルクリン反応検査及びBCG接種については、保健センター及び各学校において集団接種する。

◎飛騨市（平成16年2月1日 新設合併）

1. 健康診査事業、予防接種事業については、それぞれ現行のとおり実施し、内容については住民に不公平の生じないよう新市移行までに統一する。

◎東かがわ市（平成15年4月1日 新設合併）

1. 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。
2. 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。

協議第 3 3 号

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／児童福祉関係）について
【協定項目 2 4 - (3) - エ】

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／児童福祉関係）について、次のとおり提案する。

- 1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。
- 3 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。

平成 1 6 年 8 月 2 5 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(3)-エ	各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／児童福祉関係）
調整方針	<p>1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。なお、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討する。</p> <p>3 出生祝金制度については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後3年を目途に少子化対策の中で総合的に検討のうえ調整する。</p>	

区分	現 況			調整内容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
乳幼児医療費助成事業	<p>【事業内容】 市条例及び施行規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>※平成15年度実績 95,283,821円</p>	<p>【事業内容】 村規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>※平成15年度実績 11,188,767円</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成（一部県補助）</p> <p>【対象者】 乳幼児（出生の日から年齢6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）の保護者</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>※平成15年度実績 10,132,215円</p>	<p>・現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>
妊産婦医療費助成事業	/	<p>【事業内容】 村規則に基づき、妊産婦の医療費の一部を助成</p> <p>【対象者】 妊産婦（妊娠5ヶ月となる日の属する月から出産日の翌月までの者）</p> <p>【助成金】 医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費標準負担額</p> <p>※平成15年度実績 1,345,941円</p>	/	<p>・妊産婦医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。ただし、少子化対策の観点から妊婦健康診査の検査項目の充実を図ることとし、内容については新市において検討するものとする。</p>

区 分	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
出生祝金制度	<p>該当なし</p> <p>(参考：平成 15 年度出生児数 483 人)</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生祝金を支給</p> <p>【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母</p> <p>【支給金額】 出生児 1 人につき 20,000 円</p> <p>※平成 15 年度実績 65 人 1,300,000 円</p>	<p>【事業内容】 村条例及び施行規則に基づき、出生祝金を支給</p> <p>【支給要件】 村内に住所を有する出生児の父母</p> <p>【支給金額】 出生児 1 人につき 20,000 円</p> <p>※平成 15 年度実績 51 人 1,020,000 円</p>	<p>・出生祝金制度については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後 3 年を目途に少子化対策の中で総合的に検討し調整する。</p>

□ 【先進事例】

◎田村地方 5 町村合併協議会（新設合併）

1. 乳幼児医療費助成事業（社保）については、滝根町の例により新市に引き継ぐものとする。
2. 妊産婦医療費助成事業（社保）については、妊娠 4 ヶ月となる日の属する月から分娩の属する月までを対象に実施する。
3. 出産祝金については、1 年以上新市に居住する者について、出生児 1 人につき 50,000 円を支給する。ただし、旧滝根町において合併時に「すこやか誕生育児金」を受給していた者については、従前の例による。

◎伊達町合併協議会（新設合併）

1. 出産祝金、育児手当、施術費助成事業は合併後に調整する。

◎佐野市・田沼町・葛生町合併協議会（新設合併）

1. 田沼町の子宝祝金については、合併時に、現行制度を廃止し、支給対象を第 3 子以降 100,000 円とする新しい制度を新設する。なお、合併の日の前日までに出産を行った者については、旧市町の例によるものとする。

◎登米地域合併協議会（新設合併）

1. 出産祝金の支給については合併時廃止し、新市において少子化対策の中で総合的に検討するものとする。

◎石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町合併協議会（新設合併）

1. 乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付（窓口無料化）については、新市において検討する。

◎佐渡市（平成 16 年 3 月 1 日 新設合併）

1. 出産祝金は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - ・第 1 子から 50,000 円現金支給

◎飛騨市（平成 16 年 2 月 1 日 新設合併）

1. 出産等補助金については、少子化対策の中で総合的に検討し、新市移行までに調整する。

第5回白河市・表郷村・大信村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年9月9日(木) 午後1時30分	白河市役所 正庁